

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2021年8月19日提出
<b>【発行者名】</b>	アムンディ・ジャパン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 ローラン・ベルティオ
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	青木 章人
<b>【電話番号】</b>	03-3593-9023
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	りそな・TOPIXオープン
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額：3,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

りそな・TOPIXオープン（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の基準価額 とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12)その他  
その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.2%（税抜2.0%）です。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

詳しくは販売会社（販売会社については、「(12)その他  
その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

## (6) 【申込単位】

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります(コース名称は販売会社により異なる場合があります)。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとします。

なお、販売会社によって取扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については「(12)その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

## (7) 【申込期間】

2021年8月20日から2022年2月18日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(「販売会社」)については、後記「(12)その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

\*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## (9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください。)までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

## (10) 【払込取扱場所】

払込みはお申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

取得申込みの方法等

1)ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2)分配金の受取方法の違いにより、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

3)毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。）」等を取扱う場合があります。

4)原則として各営業日の午後3時 までに取得申込みができます。

販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 03-3593-5911  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

東証株価指数（TOPIX）とは、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で東京証券取引所が発表しています。具体的には1968年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。ファンドはTOPIXの動きに連動する投資成果をめざしたファンドですが、インデックスとの価格乖離が生じることがあります。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

「りそな・TOPIXオープン」は、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者または公衆に対し、「りそな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

東京証券取引所は、当社または「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上に限らず、東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
	年2回	日本		TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	その他 ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中南米		
		アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中近東(中東)		
		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
TOPIX	目論見書または投資信託約款において、投資対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

\* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

#### 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

1) 東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果をめざします。

TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。

2) 東京証券取引所第一部に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

主としてマザーファンドを通じて、東京証券取引所第一部上場株式に投資します。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。運用にあたっては「BARRA日本株式モデル」を活用し、ポートフォリオの構築および管理を行います。

3) 株価指数先物取引等を併用し運用の効率化をはかります。

株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。

4) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則100%程度とします。

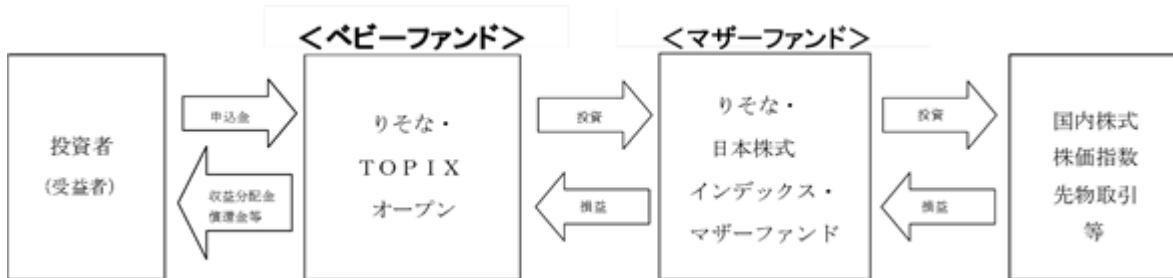
## (2) 【ファンドの沿革】

2004年11月19日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

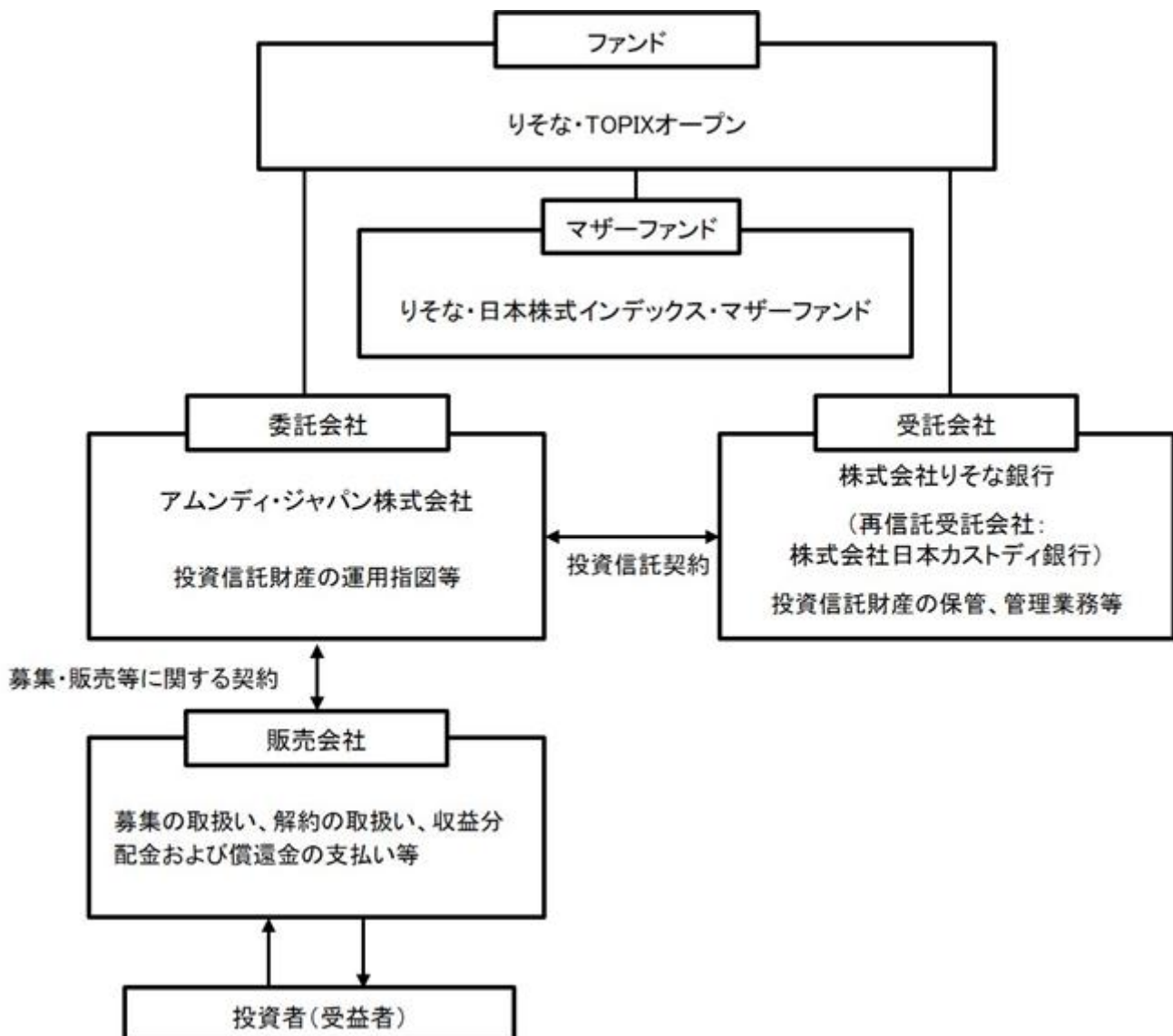
ファミリーファンド方式 により運用を行います。

〔イメージ図〕



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

## 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	1980年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	2010年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 運用方針

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

## 投資態度

- 1)主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する 投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります（詳しくは、「3 投資リスク (1)基準価額の変動要因 4) インデックスとの価格乖離リスク」をご参照ください。）。

- 2)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。
- 4)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 6)組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があります。

#### 運用の形態

「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

## (2)【投資対象】

### 主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

### 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）のうち取引所金融先物取引等にかかる権利

(6) スワップ取引

3. 金銭債権

4. 約束手形

2)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
  10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  12. 外国の者に対する権利で前記11.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1.の証券または証書ならびに9.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。後記 において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

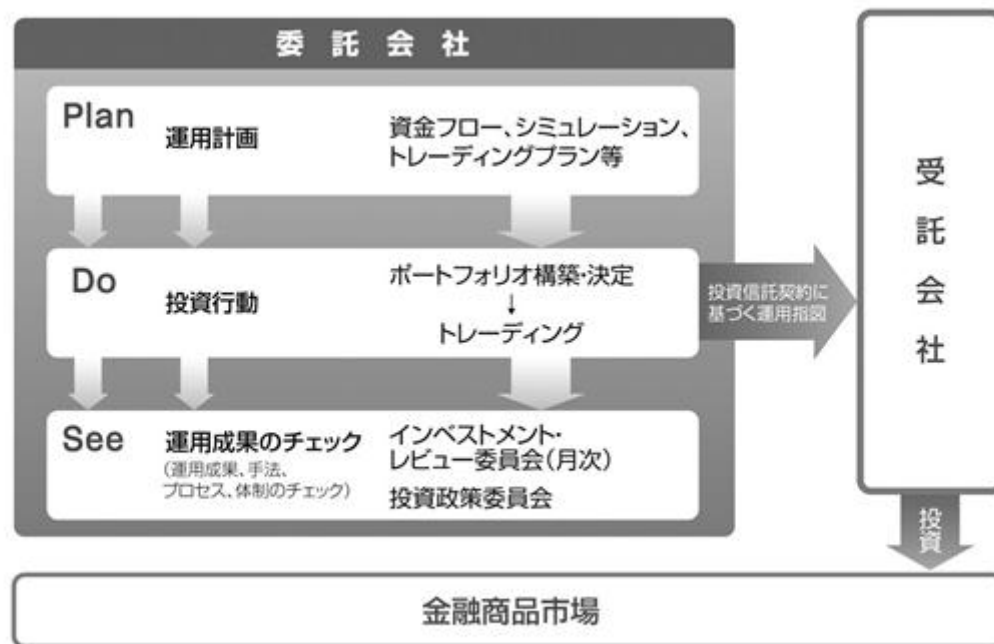
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として11月19日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

##### (a) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### (b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### (c) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

**（５）【投資制限】**

信託約款に基づく投資制限

**（イ）株式への投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

**（ロ）新株引受権証券等への投資制限**

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（ハ）外貨建資産への投資制限**

外貨建資産への投資は行いません。

**（ニ）投資する株式等の範囲**

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

**（ホ）同一銘柄の株式への投資制限**

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

**（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限**

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**（ト）同一銘柄の転換社債等への投資制限**

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型

新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- 2)前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (チ)信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (リ)先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (ヌ)スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えること

となった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

- 4)前記3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

#### (ル) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとしします。

#### (ロ) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### (ワ) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行います。

#### (カ) 資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。



## 法令等に基づく主な投資制限

### 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（参考）「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

(2) 投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

(3) 主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

前記の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

##### 1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

##### 2) 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

##### 3) 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

##### 4) インデックスとの価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額が東証株価指数（TOPIX）と乖離する場合があります。

1. 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を全て組み入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、換金に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

#### (2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

### (3) その他の留意点

#### 1) ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または換金等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### 2) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 3) ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

#### 4) 換金の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金の申込受付が中止されることがあります。

#### 5) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

#### ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

#### ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

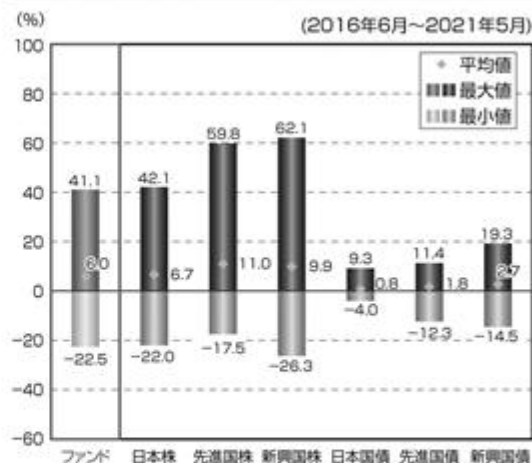
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## （参考情報）

## ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②のグラフは2016年6月から2021年5月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ○各資産クラスの指数について

## 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

## 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

## 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

## 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

## 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 新興国債 JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

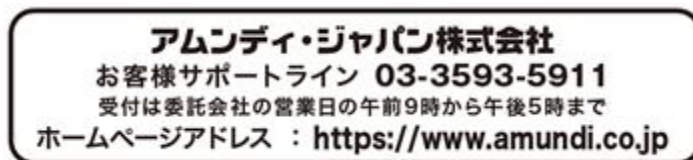
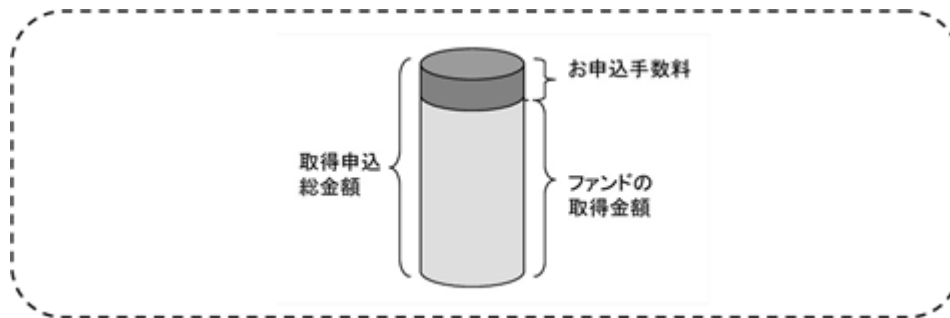
取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.2%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

- 1)委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.30%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.10%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- 3)信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

上記の運用管理費用（信託報酬）は、本書作成日現在のものです。

## （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定められた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## （５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

## 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の

利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注) ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

- \* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

(注) ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

#### 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

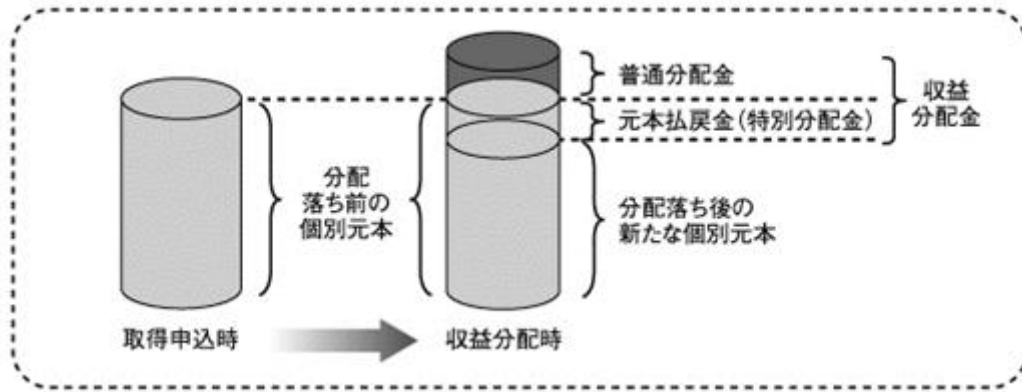
「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。





上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は2021年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

## (1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,925,654,533	99.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		463,754	0.01
合計（純資産総額）		2,926,118,287	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,837,564,070	96.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		88,032,198	3.00
合計（純資産総額）		2,925,596,268	100.00

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	3	円	57,651,650	57,855,000	1.97
株価指数先物取引	日本	大阪	ミニTOPIX先物	買建	15	円	28,841,400	28,927,500	0.98

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式インデック ス・マザーファンド	1,263,345,079	2.1593	2,727,941,030	2.3158	2,925,654,533	99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.98
	合計	99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,900	8,699.00	94,819,100	9,115.00	99,353,500	3.39
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,700	10,420.00	69,814,000	10,785.00	72,259,500	2.46
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	8,400	8,470.00	71,148,000	8,256.00	69,350,400	2.37
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,100	52,460.00	57,706,000	53,870.00	59,257,000	2.02
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	72,600	634.40	46,057,440	620.00	45,012,000	1.53
6	日本	株式	任天堂	その他製品	600	62,590.00	37,554,000	67,700.00	40,620,000	1.38
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	7,300	5,132.00	37,463,600	5,555.00	40,551,500	1.38
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,500	2,895.50	36,193,750	2,931.50	36,643,750	1.25
9	日本	株式	信越化学工業	化学	1,900	18,285.00	34,741,500	18,855.00	35,824,500	1.22
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	8,800	3,768.00	33,158,400	3,719.00	32,727,200	1.11
11	日本	株式	日本電産	電気機器	2,600	12,050.00	31,330,000	12,530.00	32,578,000	1.11
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	8,300	3,721.00	30,884,300	3,717.00	30,851,100	1.05
13	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,400	20,720.00	29,008,000	21,605.00	30,247,000	1.03
14	日本	株式	HOYA	精密機器	2,100	14,345.00	30,124,500	14,350.00	30,135,000	1.03
15	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,100	5,406.00	27,570,600	5,736.00	29,253,600	0.99
16	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	7,400	4,013.00	29,696,200	3,951.00	29,237,400	0.99
17	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	600	44,950.00	26,970,000	48,660.00	29,196,000	0.99
18	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	8,300	3,309.00	27,464,700	3,353.00	27,829,900	0.95
19	日本	株式	村田製作所	電気機器	3,100	8,066.00	25,004,600	8,279.00	25,664,900	0.87
20	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	7,300	3,272.00	23,885,600	3,249.00	23,717,700	0.81
21	日本	株式	ファナック	電気機器	900	25,010.00	22,509,000	26,300.00	23,670,000	0.80
22	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	14,100	1,700.00	23,970,000	1,673.00	23,589,300	0.80
23	日本	株式	第一三共	医薬品	8,300	2,623.50	21,775,050	2,530.00	20,999,000	0.71
24	日本	株式	三井物産	卸売業	8,300	2,421.50	20,098,450	2,414.00	20,036,200	0.68
25	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	4,200	4,900.00	20,580,000	4,736.00	19,891,200	0.67
26	日本	株式	S M C	機械	300	62,990.00	18,897,000	65,520.00	19,656,000	0.67
27	日本	株式	三菱商事	卸売業	6,300	2,936.00	18,496,800	2,984.00	18,799,200	0.64
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	11,000	1,654.00	18,194,000	1,692.00	18,612,000	0.63
29	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,100	15,275.00	16,802,500	16,310.00	17,941,000	0.61
30	日本	株式	富士通	電気機器	1,000	17,275.00	17,275,000	17,785.00	17,785,000	0.60

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.17
		建設業	2.25
		食料品	3.28
		繊維製品	0.49
		パルプ・紙	0.23
		化学	7.12
		医薬品	4.94
		石油・石炭製品	0.39
		ゴム製品	0.67
		ガラス・土石製品	0.78
		鉄鋼	0.83
		非鉄金属	0.74
		金属製品	0.60
		機械	5.44
		電気機器	17.24
		輸送用機器	7.39
		精密機器	2.63
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	1.21
		陸運業	3.24
		海運業	0.27
		空運業	0.45
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	8.76
		卸売業	4.55
		小売業	4.36
		銀行業	5.00
		証券、商品先物取引業	0.79
		保険業	1.89
その他金融業	1.09		
不動産業	1.91		
サービス業	5.44		
合計			96.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	3	円	57,651,650	57,855,000	1.97
株価指数先物取引	日本	大阪	ミニTOPIX先物	買建	15	円	28,841,400	28,927,500	0.98

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2021年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第7期計算期間末 (2011年11月21日)	1,222,897,206	1,222,897,206	0.6883	0.6883
第8期計算期間末 (2012年11月19日)	1,349,069,853	1,349,069,853	0.7439	0.7439
第9期計算期間末 (2013年11月19日)	1,949,202,816	1,949,202,816	1.2226	1.2226
第10期計算期間末 (2014年11月19日)	1,863,372,846	1,863,372,846	1.3984	1.3984
第11期計算期間末 (2015年11月19日)	2,460,031,662	2,460,031,662	1.6222	1.6222
第12期計算期間末 (2016年11月21日)	2,248,137,751	2,248,137,751	1.4836	1.4836
第13期計算期間末 (2017年11月20日)	2,160,362,581	2,160,362,581	1.8352	1.8352
第14期計算期間末 (2018年11月19日)	2,496,744,050	2,496,744,050	1.7332	1.7332
第15期計算期間末 (2019年11月19日)	2,254,328,048	2,254,328,048	1.8283	1.8283
第16期計算期間末 (2020年11月19日)	2,204,570,969	2,204,570,969	1.8922	1.8922
2020年 5月末日	2,264,846,688	-	1.7037	-
6月末日	2,272,270,327	-	1.6996	-
7月末日	2,137,684,195	-	1.6308	-
8月末日	2,204,986,310	-	1.7626	-
9月末日	2,180,643,661	-	1.7840	-
10月末日	2,231,093,132	-	1.7312	-
11月末日	2,207,409,316	-	1.9227	-
12月末日	2,245,377,179	-	1.9786	-
2021年 1月末日	2,269,913,282	-	1.9842	-
2月末日	2,337,375,930	-	2.0466	-
3月末日	2,696,243,516	-	2.1621	-
4月末日	2,993,309,761	-	2.0995	-
5月末日	2,926,118,287	-	2.1268	-

## 【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	0.0000
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	0.0000
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	0.0000
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	0.0000
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	0.0000
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	0.0000
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	0.0000
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	0.0000
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	0.0000
第16期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	0.0000

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	16.2
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	8.1
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	64.4
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	14.4
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	16.0
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	8.5
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	23.7
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	5.6
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	5.5
第16期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	3.5
第17期中間計算期間	自 2020年11月20日 至 2021年 5月19日	10.8

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left( \text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left( \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	227,754,837	414,525,229	1,776,812,174
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	527,629,772	490,911,429	1,813,530,517
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	2,223,325,748	2,442,598,587	1,594,257,678
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	1,205,699,524	1,467,413,052	1,332,544,150
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	2,038,464,926	1,854,554,427	1,516,454,649
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	1,149,299,836	1,150,460,463	1,515,294,022
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	1,298,447,166	1,636,543,538	1,177,197,650
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	1,346,909,397	1,083,528,341	1,440,578,706
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	1,079,415,797	1,286,965,102	1,233,029,401
第16期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	1,401,322,096	1,469,266,352	1,165,085,145
第17期中間計算期間	自 2020年11月20日 至 2021年 5月19日	1,103,242,570	834,486,930	1,433,840,785

(注) 全て本邦内におけるものです。

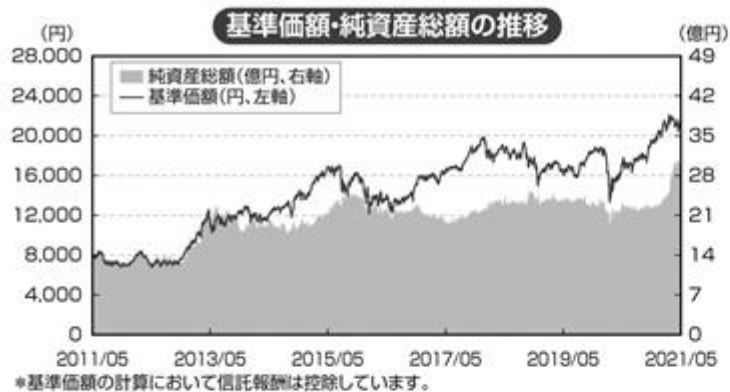


(参考情報)

## 運用実績

2021年5月末日現在

## ◎基準価額・純資産の推移、分配の推移



## 基準価額と純資産総額

基準価額	21,268円
純資産総額	29.3億円

## 分配の推移

決算日	分配金(円)
12期(2016年11月21日)	0
13期(2017年11月20日)	0
14期(2018年11月19日)	0
15期(2019年11月19日)	0
16期(2020年11月19日)	0
設定来累計	0

\*分配金は1万口当たり・税引前です。  
\*直近5期分を表示しています。

## ◎主要な資産の状況

\*ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

## 資産配分

	比率(%)
国内株式	96.98
現金・他	3.02
合計	100.00

\*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。  
\*現金・他には未払諸費用等を含みます。  
\*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

## その他の資産

	比率(%)
先物	2.97

\*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

## 組入上位10銘柄

(りそな・日本株式インデックス・マザーファンド)

銘柄名	業種	比率(%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.40
2 ソニーグループ	電気機器	2.47
3 ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.37
4 キーエンス	電気機器	2.03
5 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.54
6 任天堂	その他製品	1.39
7 リクルートホールディングス	サービス業	1.39
8 日本電信電話	情報・通信業	1.25
9 信越化学工業	化学	1.22
10 武田薬品工業	医薬品	1.12

\*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

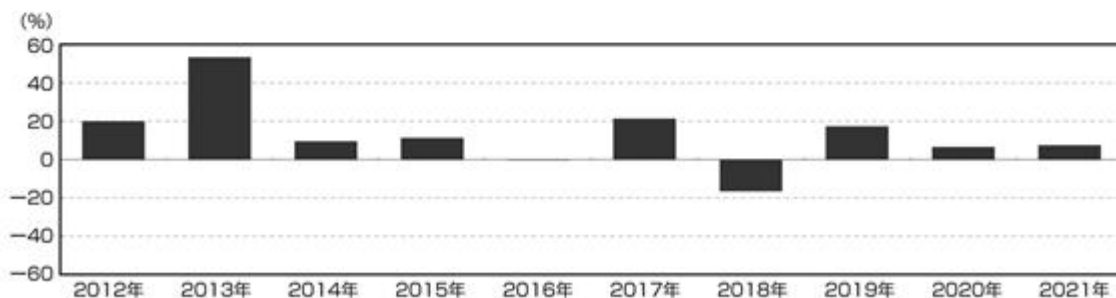
## 組入上位10業種

(りそな・日本株式インデックス・マザーファンド)

業種	比率(%)
1 電気機器	17.25
2 情報・通信業	8.76
3 輸送用機器	7.40
4 化学	7.13
5 サービス業	5.45
6 機械	5.44
7 銀行業	5.00
8 医薬品	4.95
9 卸売業	4.55
10 小売業	4.36

\*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## ◎年間収益率の推移



\*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*2021年は年初から5月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

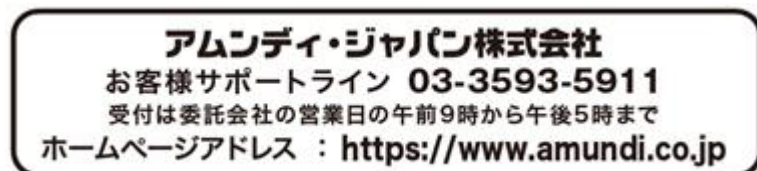
### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとし、ただし、販売会社によって取扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。
- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとし、

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金（解約）を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める口数および解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金（解約）ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約請求のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時までとします。前記所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は、販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 受益者が換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができるものとし、
- (6) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 委託会社の判断により、一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算方法

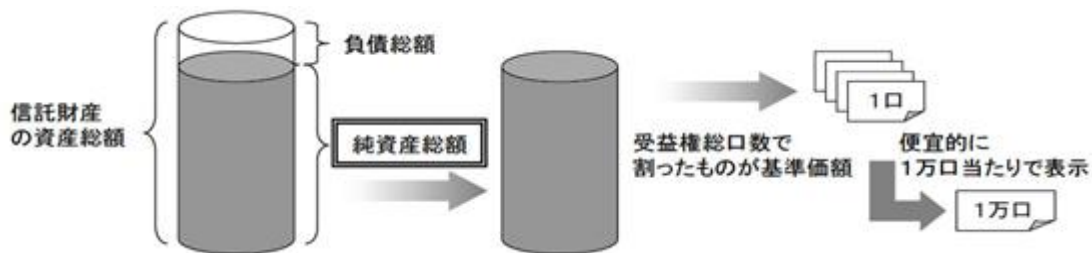
基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

##### 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。お問合せ先につきましては、「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口あたりで表示されます。



##### 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

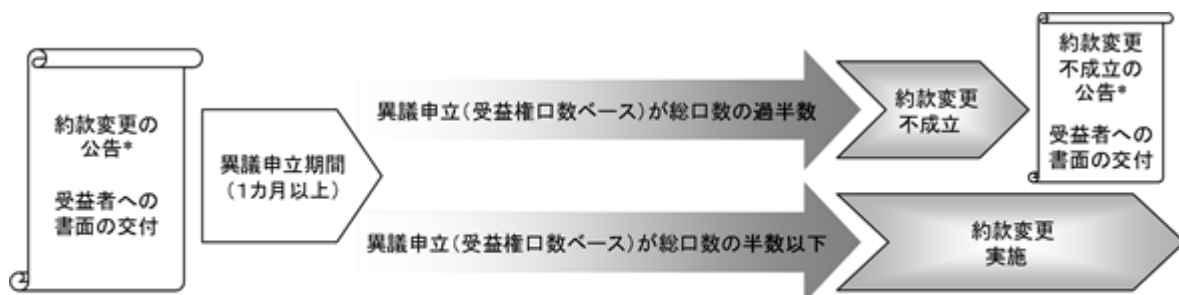
## 償還金

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社で支払います。

## 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



\* すべての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。



### 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

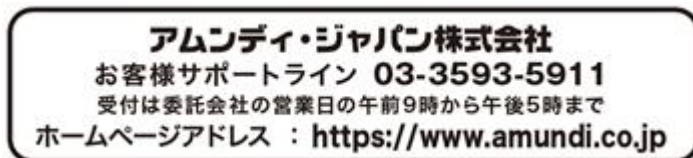
### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の（イ）から（二）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

### 運用報告書

委託会社は、毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



### 信託の終了

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B．やむを得ない事情が発生したとき

C．信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき

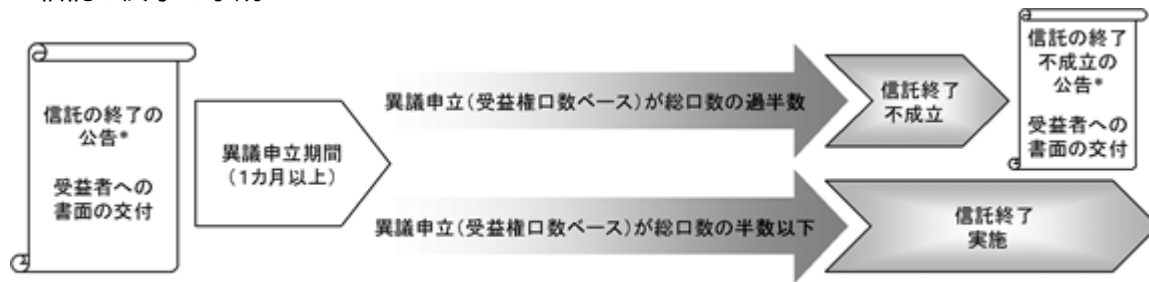
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

## &lt; 信託の終了の手続 &gt;



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(八) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### (3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2019年11月20日から2020年11月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【りそな・TOPIXオープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期計算期間末 (2019年11月19日)	第16期計算期間末 (2020年11月19日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	17,012,470	29,284,395
親投資信託受益証券	2,253,286,532	2,204,089,884
未収入金	6,880,000	26,991,000
流動資産合計	2,277,179,002	2,260,365,279
資産合計	2,277,179,002	2,260,365,279
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	14,320,289	47,604,140
未払受託者報酬	1,288,344	1,230,173
未払委託者報酬	6,441,625	6,150,823
未払利息	41	71
その他未払費用	800,655	809,103
流動負債合計	22,850,954	55,794,310
負債合計	22,850,954	55,794,310
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,233,029,401	1,165,085,145
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,021,298,647	1,039,485,824
(分配準備積立金)	160,255,416	199,823,769
元本等合計	2,254,328,048	2,204,570,969
純資産合計	2,254,328,048	2,204,570,969
負債純資産合計	2,277,179,002	2,260,365,279

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	第16期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	161,301,718	126,031,352
<b>営業収益合計</b>	<b>161,301,718</b>	<b>126,031,352</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	7,161	8,794
受託者報酬	2,563,232	2,440,861
委託者報酬	12,815,977	12,204,189
その他費用	1,129,313	993,098
<b>営業費用合計</b>	<b>16,515,683</b>	<b>15,646,942</b>
営業利益又は営業損失( )	144,786,035	110,384,410
経常利益又は経常損失( )	144,786,035	110,384,410
当期純利益又は当期純損失( )	144,786,035	110,384,410
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	19,450,946	38,693,436
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,056,165,344	1,021,298,647
剰余金増加額又は欠損金減少額	704,410,056	1,016,676,106
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	704,410,056	1,016,676,106
剰余金減少額又は欠損金増加額	903,513,734	1,147,566,775
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	903,513,734	1,147,566,775
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,021,298,647	1,039,485,824

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第15期計算期間末 (2019年11月19日)	第16期計算期間末 (2020年11月19日)
1. 期首元本額	1,440,578,706円	1,233,029,401円
期中追加設定元本額	1,079,415,797円	1,401,322,096円
期中一部解約元本額	1,286,965,102円	1,469,266,352円
2. 計算期間末における受益権の総数	1,233,029,401口	1,165,085,145口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日		第16期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 1,264,020,909円(1万口当たり10,251円)ですが、 分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託 の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する 方法によっております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 1,349,571,008円(1万口当たり11,583円)ですが、 分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する 方法によっております。	
A	費用控除後の配当等収益額 47,727,665円	A	費用控除後の配当等収益額 43,619,368円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 50,886,770円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 105,458,478円
C	収益調整金額 1,103,765,493円	C	収益調整金額 1,149,747,239円
D	分配準備積立金額 61,640,981円	D	分配準備積立金額 50,745,923円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,264,020,909円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,349,571,008円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 1,233,029,401口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 1,165,085,145口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 10,251円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 11,583円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額(F×H/10,000) 0円	I	分配金額(F×H/10,000) 0円

## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	第16期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にはリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期計算期間末 (2019年11月19日)	第16期計算期間末 (2020年11月19日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第15期計算期間末 (2019年11月19日)	第16期計算期間末 (2020年11月19日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	177,762,426	152,114,311
合計	177,762,426	152,114,311

(デリバティブ取引等に関する注記)  
第15期計算期間末(2019年11月19日)  
該当事項はありません。

第16期計算期間末(2020年11月19日)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
第15期計算期間(自2018年11月20日 至 2019年11月19日)  
該当事項はありません。

第16期計算期間(自2019年11月20日 至 2020年11月19日)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第15期計算期間末 (2019年11月19日)	第16期計算期間末 (2020年11月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8283円 (18,283円)	1.8922円 (18,922円)

(4)【附属明細表】  
第1 有価証券明細表  
株式  
該当事項はありません。

#### 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	りそな・日本株式インデックス・ マザーファンド	1,073,751,588	2,204,089,884	
			1,073,751,588	2,204,089,884	
		銘柄数 組入時価比率	1 100.0%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			2,204,089,884	
合計				2,204,089,884	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

## 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （１）貸借対照表

（単位：円）

	（2019年11月19日）	（2020年11月19日）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,862,330	100,836,161
株式	4,442,416,190	2,867,276,160
派生商品評価勘定	1,438,900	1,247,370
未収配当金	49,328,205	32,703,814
差入委託証拠金	3,936,000	4,941,000
流動資産合計	4,597,981,625	3,007,004,505
資産合計	4,597,981,625	3,007,004,505
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	178,960	37,440
前受金	1,716,000	1,122,750
未払解約金	7,320,000	30,715,000
未払利息	248	245
流動負債合計	9,215,208	31,875,435
負債合計	9,215,208	31,875,435
純資産の部		
元本等		
元本	2,330,037,691	1,449,396,854
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,258,728,726	1,525,732,216
元本等合計	4,588,766,417	2,975,129,070
純資産合計	4,588,766,417	2,975,129,070
負債純資産合計	4,597,981,625	3,007,004,525



## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日(本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年11月19日)	(2020年11月19日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,466,242,908円	2,330,037,691円
同期中における追加設定元本額	968,886,252円	1,142,033,423円
同期中における一部解約元本額	6,105,091,469円	2,022,674,260円
同期末における元本の内訳		
りそな・TOPIXオープン	1,144,148,742円	1,073,751,588円
SG 日本株式インデックスVAD2 (適格機関投資家専用)	248,812,242円	円
SG 日本株式インデックスVAD (適格機関投資家専用)	434,061,773円	26,860,113円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	133,409,206円	33,334,563円
SG 日本株式インデックスVAI (適格機関投資家専用)	369,605,728円	315,450,590円
合計	2,330,037,691円	1,449,396,854円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	2,330,037,691口	1,449,396,854口

## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

## .金融商品の時価等に関する事項

項目	（2019年11月19日）	（2020年11月19日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  （2）有価証券 同左  （3）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	（2019年11月19日）	（2020年11月19日）
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	357,920,349	387,446,185
合計	357,920,349	387,446,185

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年5月20日から2019年11月19日及び2020年5月20日から2020年11月19日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 株式関連

（2019年11月19日）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	10,221,000		10,176,000	45,000
	東証株価指数先物	134,370,000		135,680,000	1,310,000
	合計	144,591,000		145,856,000	1,265,000

（2020年11月19日）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	20,537,000		20,646,000	109,000
	東証株価指数先物	84,920,000		86,025,000	1,105,000
	合計	105,457,000		106,671,000	1,214,000

## （注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

（自 2018年11月20日 至 2019年11月19日）

該当事項はありません。

（自 2019年11月20日 至 2020年11月19日）

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	(2019年11月19日)	(2020年11月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9694円 (19,694円)	2.0527円 (20,527円)

## (3) 附属明細表

第1 有価証券明細表  
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	1,000	418.00	418,000	
	マルハニチロ	400	2,280.00	912,000	
	サカタのタネ	300	3,510.00	1,053,000	
	ホクト	200	2,117.00	423,400	
	日鉄鉱業	100	4,920.00	492,000	
	国際石油開発帝石	5,600	575.00	3,220,000	
	石油資源開発	400	1,841.00	736,400	
	ショーボンドホールディングス	300	5,340.00	1,602,000	
	ミライト・ホールディングス	400	1,658.00	663,200	
	タマホーム	300	1,411.00	423,300	
	サンヨーホームズ	300	707.00	212,100	
	安藤・間	1,100	721.00	793,100	
	東急建設	800	496.00	396,800	
	コムシスホールディングス	500	3,195.00	1,597,500	
	東建コーポレーション	100	7,910.00	791,000	
	大成建設	1,300	3,600.00	4,680,000	
	大林組	3,600	974.00	3,506,400	
	清水建設	4,200	811.00	3,406,200	
	飛島建設	200	1,059.00	211,800	
	長谷工コーポレーション	1,300	1,189.00	1,545,700	
	鹿島建設	3,200	1,368.00	4,377,600	
	大末建設	500	903.00	451,500	
	鉄建建設	200	1,897.00	379,400	
	西松建設	400	1,974.00	789,600	
	前田建設工業	1,200	849.00	1,018,800	
	ナカノブドー建設	1,000	419.00	419,000	
	奥村組	300	2,500.00	750,000	
	東鉄工業	200	2,850.00	570,000	
	戸田建設	1,300	633.00	822,900	
	矢作建設工業	300	893.00	267,900	
	ピーエス三菱	1,000	568.00	568,000	
	大東建託	400	10,110.00	4,044,000	
	NIPPO	300	2,753.00	825,900	
	前田道路	500	1,779.00	889,500	
	五洋建設	800	789.00	631,200	
	福田組	100	5,220.00	522,000	
	住友林業	1,000	1,865.00	1,865,000	
	日本基礎技術	500	492.00	246,000	
	巴コーポレーション	100	373.00	37,300	
	大和ハウス工業	3,700	3,320.00	12,284,000	
ライト工業	100	1,669.00	166,900		
積水ハウス	4,000	1,912.50	7,650,000		
中電工	300	2,152.00	645,600		
関電工	800	805.00	644,000		
きんでん	900	1,731.00	1,557,900		
日本電設工業	300	2,205.00	661,500		
協和エクシオ	600	2,762.00	1,657,200		

新日本空調	300	2,186.00	655,800	
九電工	100	3,050.00	305,000	
日揮ホールディングス	1,400	955.00	1,337,000	
中外炉工業	100	1,605.00	160,500	
高砂熱学工業	500	1,477.00	738,500	
明星工業	200	835.00	167,000	
大気社	300	2,848.00	854,400	
ダイダン	100	2,732.00	273,200	
OSJBホールディングス	600	239.00	143,400	
レイズネクスト	500	1,141.00	570,500	
日本製粉	500	1,686.00	843,000	
日清製粉グループ本社	1,300	1,750.00	2,275,000	
昭和産業	100	3,280.00	328,000	
森永製菓	300	3,975.00	1,192,500	
江崎グリコ	300	4,415.00	1,324,500	
山崎製パン	800	1,820.00	1,456,000	
モロゾフ	100	6,110.00	611,000	
亀田製菓	100	4,985.00	498,500	
寿スピリッツ	200	5,580.00	1,116,000	
カルビー	600	2,985.00	1,791,000	
森永乳業	200	5,200.00	1,040,000	
ヤクルト本社	800	5,120.00	4,096,000	
明治ホールディングス	800	7,650.00	6,120,000	
雪印メグミルク	400	2,440.00	976,000	
プリマハム	200	2,855.00	571,000	
日本ハム	500	4,355.00	2,177,500	
丸大食品	100	1,719.00	171,900	
S Foods	200	3,230.00	646,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	1,300	683.00	887,900	
サッポロホールディングス	600	2,047.00	1,228,200	
アサヒグループホールディングス	2,600	4,057.00	10,548,200	
キリンホールディングス	5,100	2,220.50	11,324,550	
宝ホールディングス	800	1,204.00	963,200	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	1,000	1,712.00	1,712,000	
サントリー食品インターナショナル	800	3,900.00	3,120,000	
ダイトーグループホールディングス	100	5,830.00	583,000	
伊藤園	300	8,120.00	2,436,000	
ジャパンフーズ	400	1,240.00	496,000	
日清オイリオグループ	200	2,995.00	599,000	
不二製油グループ本社	300	3,025.00	907,500	
J-オイルミルズ	200	3,675.00	735,000	
キッコーマン	800	6,650.00	5,320,000	
味の素	2,700	2,258.00	6,096,600	
キューピー	700	2,220.00	1,554,000	
ハウス食品グループ本社	500	3,810.00	1,905,000	
カゴメ	500	4,060.00	2,030,000	
アリアケジャパン	100	7,170.00	717,000	
ニチレイ	600	3,030.00	1,818,000	
東洋水産	600	5,280.00	3,168,000	
日清食品ホールディングス	500	8,680.00	4,340,000	
ロック・フィールド	200	1,561.00	312,200	
日本たばこ産業	6,300	2,154.50	13,573,350	
ケンコーマヨネーズ	100	1,700.00	170,000	
ユーグレナ	600	821.00	492,600	
グンゼ	100	3,645.00	364,500	
東洋紡	200	1,369.00	273,800	
ユニチカ	400	382.00	152,800	
倉敷紡績	100	1,854.00	185,400	
シキボウ	500	1,008.00	504,000	

日本毛織	500	1,040.00	520,000
帝国繊維	100	2,672.00	267,200
帝人	800	1,849.00	1,479,200
東レ	7,900	566.50	4,475,350
日本フェルト	600	464.00	278,400
イチカワ	400	1,320.00	528,000
日東製網	300	1,448.00	434,400
アツギ	500	540.00	270,000
セーレン	400	1,570.00	628,000
小松マテーレ	300	925.00	277,500
ワコールホールディングス	400	2,049.00	819,600
ナイガイ	1,000	365.00	365,000
ゴールドウイン	200	6,720.00	1,344,000
デサント	300	1,807.00	542,100
王子ホールディングス	4,300	499.00	2,145,700
日本製紙	900	1,218.00	1,096,200
北越コーポレーション	700	367.00	256,900
大王製紙	800	1,823.00	1,458,400
レンゴー	1,100	862.00	948,200
クラレ	1,900	1,102.00	2,093,800
旭化成	7,600	988.80	7,514,880
共和レザー	300	619.00	185,700
昭和電工	900	1,940.00	1,746,000
住友化学	8,800	381.00	3,352,800
日産化学	700	6,350.00	4,445,000
クレハ	200	4,810.00	962,000
テイカ	300	1,493.00	447,900
石原産業	300	606.00	181,800
片倉コープアグリ	200	1,277.00	255,400
日本曹達	300	2,745.00	823,500
東ソー	2,000	1,708.00	3,416,000
トクヤマ	400	2,208.00	883,200
セントラル硝子	400	2,254.00	901,600
東亜合成	600	1,175.00	705,000
デンカ	400	3,220.00	1,288,000
信越化学工業	2,000	15,065.00	30,130,000
堺化学工業	100	2,069.00	206,900
エア・ウォーター	1,000	1,782.00	1,782,000
日本酸素ホールディングス	1,300	1,783.00	2,317,900
日本パーカライジング	600	1,099.00	659,400
チタン工業	300	1,893.00	567,900
ステラ ケミファ	200	3,115.00	623,000
日本触媒	200	5,380.00	1,076,000
カネカ	300	3,220.00	966,000
三菱瓦斯化学	1,100	1,951.00	2,146,100
三井化学	1,200	2,988.00	3,585,600
J S R	1,200	2,797.00	3,356,400
東京応化工業	200	6,130.00	1,226,000
三菱ケミカルホールディングス	7,900	591.70	4,674,430
ダイセル	1,500	792.00	1,188,000
住友ベークライト	300	3,030.00	909,000
積水化学工業	2,500	1,732.00	4,330,000
日本ゼオン	1,000	1,233.00	1,233,000
アイカ工業	300	3,835.00	1,150,500
宇部興産	500	1,822.00	911,000
積水樹脂	300	2,199.00	659,700
ニチバン	100	1,718.00	171,800
積水化成成品工業	200	550.00	110,000
タイガースポリマー	100	433.00	43,300
ダイキョーニシカワ	200	679.00	135,800

日本化薬	400	923.00	369,200
カーリットホールディングス	300	546.00	163,800
A D E K A	700	1,643.00	1,150,100
日油	500	4,605.00	2,302,500
花王	2,800	7,860.00	22,008,000
三洋化成工業	100	4,520.00	452,000
日本ペイントホールディングス	1,000	11,930.00	11,930,000
関西ペイント	1,300	2,980.00	3,874,000
神東塗料	2,000	175.00	350,000
中国塗料	500	961.00	480,500
日本特殊塗料	200	1,129.00	225,800
D I C	500	2,572.00	1,286,000
サカタインクス	200	1,168.00	233,600
東洋インキ S C ホールディングス	400	2,002.00	800,800
富士フイルムホールディングス	2,300	5,738.00	13,197,400
資生堂	2,400	7,201.00	17,282,400
ライオン	1,700	2,530.00	4,301,000
高砂香料工業	100	2,418.00	241,800
ミルボン	200	5,890.00	1,178,000
ファンケル	500	3,920.00	1,960,000
コーセー	200	15,620.00	3,124,000
ポーラ・オルビスホールディングス	400	2,035.00	814,000
ノエビアホールディングス	100	4,490.00	449,000
アジュバンコスメジャパン	500	1,019.00	509,500
コニシ	300	1,596.00	478,800
長谷川香料	300	2,071.00	621,300
星光 P M C	100	653.00	65,300
小林製薬	300	11,600.00	3,480,000
日本高純度化学	100	2,679.00	267,900
タカラバイオ	400	2,916.00	1,166,400
J C U	200	3,475.00	695,000
アース製薬	100	6,100.00	610,000
クミアイ化学工業	400	1,049.00	419,600
有沢製作所	300	931.00	279,300
日東電工	800	8,190.00	6,552,000
きもと	2,000	181.00	362,000
藤森工業	100	4,275.00	427,500
エフピコ	200	4,275.00	855,000
信越ポリマー	300	945.00	283,500
東リ	2,000	271.00	542,000
ニフコ	400	3,485.00	1,394,000
バルカー	100	1,850.00	185,000
ユニ・チャーム	2,500	5,158.00	12,895,000
協和キリン	1,200	2,753.00	3,303,600
武田薬品工業	9,900	3,625.00	35,887,500
アステラス製薬	10,300	1,596.50	16,443,950
大日本住友製薬	800	1,386.00	1,108,800
塩野義製薬	1,500	5,602.00	8,403,000
あすか製薬	200	1,583.00	316,600
日本新薬	300	7,630.00	2,289,000
中外製薬	3,700	4,575.00	16,927,500
科研製薬	200	3,950.00	790,000
エーザイ	1,400	7,798.00	10,917,200
ロート製薬	500	3,340.00	1,670,000
小野薬品工業	2,700	3,174.00	8,569,800
久光製薬	300	5,910.00	1,773,000
持田製薬	200	4,105.00	821,000
参天製薬	2,200	1,656.00	3,643,200
ツムラ	400	3,295.00	1,318,000
日医工	700	1,015.00	710,500

キッセイ薬品工業	300	2,046.00	613,800
生化学工業	600	994.00	596,400
栄研化学	400	1,830.00	732,000
JCRファーマ	400	2,679.00	1,071,600
東和薬品	200	1,869.00	373,800
沢井製薬	200	4,680.00	936,000
ゼリア新薬工業	400	1,904.00	761,600
第一三共	10,200	3,600.00	36,720,000
キョーリン製薬ホールディングス	400	1,858.00	743,200
大塚ホールディングス	2,500	4,323.00	10,807,500
大正製薬ホールディングス	200	6,610.00	1,322,000
ペプチドリーム	600	4,795.00	2,877,000
ユシロ化学工業	100	1,245.00	124,500
ビービー・カストロール	100	1,294.00	129,400
出光興産	1,400	2,217.00	3,103,800
ENEOSホールディングス	18,700	375.20	7,016,240
コスモエネルギーホールディングス	200	1,746.00	349,200
横浜ゴム	700	1,639.00	1,147,300
TOYO TIRE	600	1,829.00	1,097,400
ブリヂストン	3,100	3,679.00	11,404,900
住友ゴム工業	1,300	1,025.00	1,332,500
藤倉コンボジット	100	352.00	35,200
ニッタ	300	2,303.00	690,900
バンドー化学	400	557.00	222,800
日東紡績	300	4,185.00	1,255,500
AGC	1,100	3,525.00	3,877,500
日本板硝子	400	403.00	161,200
日本電気硝子	400	2,187.00	874,800
オハラ	300	1,243.00	372,900
住友大阪セメント	300	3,305.00	991,500
太平洋セメント	800	2,916.00	2,332,800
日本コンクリート工業	1,500	310.00	465,000
東海カーボン	1,200	1,187.00	1,424,400
ノリタケカンパニーリミテド	100	2,938.00	293,800
TOTO	800	5,940.00	4,752,000
日本碍子	1,300	1,630.00	2,119,000
日本特殊陶業	800	1,768.00	1,414,400
ダントーホールディングス	100	457.00	45,700
黒崎播磨	100	2,915.00	291,500
ニチアス	500	2,313.00	1,156,500
ニチハ	300	3,145.00	943,500
日本製鉄	5,400	1,183.00	6,388,200
神戸製鋼所	1,100	479.00	526,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	3,100	897.00	2,780,700
東京製鐵	800	677.00	541,600
共英製鋼	300	1,341.00	402,300
大和工業	400	2,535.00	1,014,000
淀川製鋼所	100	2,010.00	201,000
丸一鋼管	400	2,329.00	931,600
大同特殊鋼	300	4,300.00	1,290,000
日本冶金工業	100	1,520.00	152,000
日立金属	1,300	1,397.00	1,816,100
日本金属	200	734.00	146,800
新日本電工	800	213.00	170,400
シンニッタン	700	188.00	131,600
日本軽金属ホールディングス	400	1,740.00	696,000
三井金属鉱業	300	2,921.00	876,300
三菱マテリアル	800	1,978.00	1,582,400
住友金属鉱山	1,500	3,667.00	5,500,500
DOWAホールディングス	300	3,455.00	1,036,500



古河機械金属	100	1,126.00	112,600
U A C J	400	1,717.00	686,800
古河電気工業	400	2,408.00	963,200
住友電気工業	4,500	1,242.50	5,591,250
フジクラ	2,300	396.00	910,800
アサヒホールディングス	300	3,300.00	990,000
宮地エンジニアリンググループ	200	2,113.00	422,600
S U M C O	1,700	1,729.00	2,939,300
東洋製罐グループホールディングス	1,200	1,072.00	1,286,400
横河ブリッジホールディングス	200	1,941.00	388,200
三和ホールディングス	900	1,234.00	1,110,600
文化シャッター	800	913.00	730,400
L I X I Lグループ	1,700	2,375.00	4,037,500
日本ファイルコン	600	570.00	342,000
ノーリツ	300	1,710.00	513,000
リンナイ	200	11,880.00	2,376,000
ダイニチ工業	600	898.00	538,800
岡部	500	834.00	417,000
東プレ	200	1,203.00	240,600
モリテック スチール	600	292.00	175,200
パイオラックス	300	1,594.00	478,200
日本発條	1,700	655.00	1,113,500
日本製鋼所	300	2,526.00	757,800
三浦工業	500	5,290.00	2,645,000
タクマ	500	1,835.00	917,500
ツガミ	100	1,601.00	160,100
オークマ	100	5,880.00	588,000
芝浦機械	100	2,146.00	214,600
アマダ	1,500	1,031.00	1,546,500
アイダエンジニアリング	500	871.00	435,500
滝澤鉄工所	300	992.00	297,600
F U J I	500	2,373.00	1,186,500
牧野フライス製作所	100	4,105.00	410,500
オーエスジー	500	1,871.00	935,500
ダイジェット工業	300	1,448.00	434,400
D M G 森精機	600	1,507.00	904,200
ディスコ	200	30,150.00	6,030,000
パンチ工業	800	415.00	332,000
島精機製作所	300	1,750.00	525,000
オプトラン	300	2,039.00	611,700
N C ホールディングス	800	570.00	456,000
ナブテスコ	700	4,025.00	2,817,500
三井海洋開発	100	1,666.00	166,600
S M C	400	60,580.00	24,232,000
ユニオンツール	100	3,115.00	311,500
サトーホールディングス	300	2,102.00	630,600
技研製作所	100	4,045.00	404,500
日本エアーテック	100	1,600.00	160,000
小松製作所	5,300	2,508.00	13,292,400
住友重機械工業	700	2,399.00	1,679,300
日立建機	400	2,824.00	1,129,600
クボタ	6,300	2,104.00	13,255,200
月島機械	500	1,342.00	671,000
東京機械製作所	900	269.00	242,100
新東工業	100	721.00	72,100
酒井重工業	200	2,358.00	471,600
荏原製作所	500	3,220.00	1,610,000
ダイキン工業	1,500	23,845.00	35,767,500
栗田工業	600	3,600.00	2,160,000
椿本チエイン	200	2,495.00	499,000

ダイフク	600	11,440.00	6,864,000	
タダノ	800	830.00	664,000	
フジテック	400	2,150.00	860,000	
C K D	300	2,140.00	642,000	
キトー	300	1,511.00	453,300	
平和	400	1,542.00	616,800	
S A N K Y O	400	2,658.00	1,063,200	
フクシマガリレイ	100	4,435.00	443,500	
オーイズミ	800	383.00	306,400	
竹内製作所	300	2,427.00	728,100	
アマノ	500	2,434.00	1,217,000	
サンデンホールディングス	1,300	348.00	452,400	
マックス	100	1,448.00	144,800	
グローリー	500	2,195.00	1,097,500	
大和冷機工業	500	1,039.00	519,500	
セガサミーホールディングス	1,200	1,525.00	1,830,000	
日本ピストンリング	100	1,009.00	100,900	
T P R	500	1,349.00	674,500	
ツバキ・ナカシマ	700	894.00	625,800	
ホシザキ	400	10,630.00	4,252,000	
日本精工	2,100	877.00	1,841,700	
N T N	2,800	223.00	624,400	
ジェイテクト	1,200	868.00	1,041,600	
不二越	100	4,385.00	438,500	
T H K	600	3,035.00	1,821,000	
イーグル工業	400	879.00	351,600	
前澤工業	100	477.00	47,700	
日本ピラー工業	200	1,466.00	293,200	
マキタ	1,500	5,310.00	7,965,000	
日立造船	300	424.00	127,200	
三菱重工業	2,000	2,599.50	5,199,000	
I H I	800	1,509.00	1,207,200	
日清紡ホールディングス	800	756.00	604,800	
イビデン	700	4,320.00	3,024,000	
コニカミノルタ	3,200	308.00	985,600	
ブラザー工業	1,500	1,935.00	2,902,500	
ミネベアミツミ	2,200	2,071.00	4,556,200	
日立製作所	5,700	3,963.00	22,589,100	
三菱電機	11,900	1,468.50	17,475,150	
富士電機	600	3,385.00	2,031,000	
安川電機	1,300	4,780.00	6,214,000	
明電舎	200	1,666.00	333,200	
山洋電気	100	4,930.00	493,000	
東芝テック	200	4,070.00	814,000	
マブチモーター	300	4,485.00	1,345,500	
日本電産	2,900	11,350.00	32,915,000	
ダブル・スコープ	200	642.00	128,400	
ダイヘン	100	4,205.00	420,500	
J V C ケンウッド	1,000	152.00	152,000	
日新電機	300	1,137.00	341,100	
オムロン	1,000	8,520.00	8,520,000	
日東工業	300	1,900.00	570,000	
I D E C	400	1,806.00	722,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	500	2,348.00	1,174,000	
メルコホールディングス	100	2,998.00	299,800	
日本電気	1,400	5,550.00	7,770,000	
富士通	1,100	13,520.00	14,872,000	
沖電気工業	800	905.00	724,000	
サンケン電気	100	3,660.00	366,000	
ルネサスエレクトロニクス	5,100	900.00	4,590,000	

セイコーエプソン	1,300	1,452.00	1,887,600	
ワコム	900	720.00	648,000	
アルバック	200	3,880.00	776,000	
アクセル	100	787.00	78,700	
日本信号	300	917.00	275,100	
能美防災	200	2,385.00	477,000	
エレコム	200	4,415.00	883,000	
パナソニック	13,500	1,086.50	14,667,750	
シャープ	1,400	1,290.00	1,806,000	
アンリツ	800	2,325.00	1,860,000	
富士通ゼネラル	300	3,090.00	927,000	
ソニー	7,400	9,249.00	68,442,600	
T D K	600	13,620.00	8,172,000	
タムラ製作所	400	511.00	204,400	
アルプスアルパイン	1,000	1,355.00	1,355,000	
鈴木	500	898.00	449,000	
フォスター電機	400	1,106.00	442,400	
ティアック	1,400	111.00	155,400	
ホシデン	200	849.00	169,800	
ヒロセ電機	200	14,360.00	2,872,000	
日本航空電子工業	500	1,427.00	713,500	
古野電気	300	1,113.00	333,900	
アイコム	200	2,811.00	562,200	
横河電機	1,100	1,849.00	2,033,900	
新電元工業	100	2,302.00	230,200	
アズビル	700	4,580.00	3,206,000	
日本光電工業	400	3,355.00	1,342,000	
共和電業	1,100	424.00	466,400	
堀場製作所	200	5,540.00	1,108,000	
アドバンテスト	900	7,040.00	6,336,000	
キーエンス	1,100	52,310.00	57,541,000	
日置電機	100	3,785.00	378,500	
シスメックス	800	10,055.00	8,044,000	
日本マイクロニクス	400	965.00	386,000	
オブテックスグループ	100	1,714.00	171,400	
レーザーテック	500	9,860.00	4,930,000	
スタンレー電気	900	2,969.00	2,672,100	
ウシオ電機	800	1,297.00	1,037,600	
岡谷電機産業	1,300	341.00	443,300	
ヘリオス テクノ ホールディング	800	301.00	240,800	
日本セラミック	200	2,883.00	576,600	
古河電池	100	1,232.00	123,200	
日本電子	200	3,680.00	736,000	
カシオ計算機	1,100	2,021.00	2,223,100	
ファナック	1,100	24,585.00	27,043,500	
ローム	500	8,420.00	4,210,000	
浜松ホトニクス	800	5,650.00	4,520,000	
新光電気工業	600	1,941.00	1,164,600	
京セラ	1,700	5,982.00	10,169,400	
太陽誘電	500	4,180.00	2,090,000	
村田製作所	3,500	8,161.00	28,563,500	
双葉電子工業	700	873.00	611,100	
ニチコン	400	986.00	394,400	
小糸製作所	700	6,250.00	4,375,000	
ミツバ	200	472.00	94,400	
S C R E E Nホールディングス	200	6,200.00	1,240,000	
キヤノン電子	400	1,435.00	574,000	
キヤノン	6,000	1,903.50	11,421,000	
リコー	3,100	659.00	2,042,900	
象印マホービン	500	1,923.00	961,500	

MUTOHホールディングス	300	1,479.00	443,700	
東京エレクトロン	800	31,800.00	25,440,000	
トヨタ紡織	600	1,425.00	855,000	
ユニプレス	200	881.00	176,200	
豊田自動織機	1,000	7,360.00	7,360,000	
モリタホールディングス	100	1,814.00	181,400	
デンソー	2,700	5,106.00	13,786,200	
東海理化電機製作所	300	1,636.00	490,800	
三井E & Sホールディングス	1,100	366.00	402,600	
川崎重工業	1,000	1,588.00	1,588,000	
名村造船所	1,500	149.00	223,500	
近畿車輛	100	1,303.00	130,300	
日産自動車	14,300	477.00	6,821,100	
いすゞ自動車	3,300	956.00	3,154,800	
トヨタ自動車	13,200	7,301.00	96,373,200	
日野自動車	1,600	914.00	1,462,400	
三菱自動車工業	3,600	191.00	687,600	
極東開発工業	200	1,381.00	276,200	
タチエス	400	1,109.00	443,600	
NOK	700	1,185.00	829,500	
フタバ産業	300	484.00	145,200	
KYB	100	2,502.00	250,200	
大同メタル工業	700	499.00	349,300	
プレス工業	200	295.00	59,000	
太平洋工業	500	1,033.00	516,500	
アイシン精機	1,100	3,145.00	3,459,500	
マツダ	4,000	629.00	2,516,000	
本田技研工業	9,300	2,961.50	27,541,950	
スズキ	2,400	5,346.00	12,830,400	
SUBARU	3,900	2,145.00	8,365,500	
ヤマハ発動機	1,800	1,956.00	3,520,800	
エクセディ	400	1,280.00	512,000	
豊田合成	300	2,828.00	848,400	
エフ・シー・シー	200	2,032.00	406,400	
シマノ	400	23,380.00	9,352,000	
テイ・エス テック	300	3,125.00	937,500	
テルモ	3,300	4,243.00	14,001,900	
日機装	700	989.00	692,300	
島津製作所	1,400	3,575.00	5,005,000	
愛知時計電機	100	4,385.00	438,500	
インターアクション	100	1,703.00	170,300	
オーバル	100	234.00	23,400	
東京精密	200	4,360.00	872,000	
マニー	500	2,600.00	1,300,000	
ニコン	1,600	701.00	1,121,600	
トプコン	600	1,364.00	818,400	
オリンパス	6,500	2,076.50	13,497,250	
理研計器	200	2,961.00	592,200	
HOYA	2,400	12,485.00	29,964,000	
ノーリツ鋼機	300	2,250.00	675,000	
朝日インテック	1,300	3,330.00	4,329,000	
シチズン時計	2,300	290.00	667,000	
リズム	300	640.00	192,000	
メニコン	100	6,970.00	697,000	
セイコーホールディングス	200	1,423.00	284,600	
ニプロ	900	1,149.00	1,034,100	
パラマウントベッドホールディングス	200	4,365.00	873,000	
前田工織	200	2,806.00	561,200	
永大産業	1,000	289.00	289,000	
バンダイナムコホールディングス	1,200	9,151.00	10,981,200	

共立印刷	2,400	123.00	295,200	
フランスベッドホールディングス	200	880.00	176,000	
パイロットコーポレーション	200	3,025.00	605,000	
萩原工業	100	1,608.00	160,800	
トッパン・フォームズ	300	998.00	299,400	
凸版印刷	1,400	1,493.00	2,090,200	
大日本印刷	1,400	2,003.00	2,804,200	
N I S S H A	400	1,293.00	517,200	
光村印刷	300	1,737.00	521,100	
T A K A R A & C O M P A N Y	200	2,014.00	402,800	
アシックス	800	1,779.00	1,423,200	
小松ウオール工業	300	1,726.00	517,800	
ヤマハ	700	5,740.00	4,018,000	
クリナップ	1,100	443.00	487,300	
ビジョン	700	4,695.00	3,286,500	
リンテック	300	2,172.00	651,600	
任天堂	700	54,420.00	38,094,000	
三菱鉛筆	200	1,447.00	289,400	
タカラスタンダード	500	1,444.00	722,000	
コクヨ	900	1,420.00	1,278,000	
オカムラ	600	937.00	562,200	
美津濃	200	1,865.00	373,000	
東京電力ホールディングス	10,200	286.00	2,917,200	
中部電力	3,700	1,312.00	4,854,400	
関西電力	4,800	994.80	4,775,040	
中国電力	1,800	1,400.00	2,520,000	
北陸電力	1,200	788.00	945,600	
東北電力	3,200	948.00	3,033,600	
四国電力	1,100	779.00	856,900	
九州電力	2,100	959.00	2,013,900	
北海道電力	1,100	410.00	451,000	
沖縄電力	400	1,572.00	628,800	
電源開発	900	1,476.00	1,328,400	
東京瓦斯	2,300	2,610.50	6,004,150	
大阪瓦斯	2,400	2,204.00	5,289,600	
東邦瓦斯	600	6,710.00	4,026,000	
西部瓦斯	100	3,135.00	313,500	
メタウォーター	200	2,450.00	490,000	
東武鉄道	1,200	3,495.00	4,194,000	
相鉄ホールディングス	400	2,724.00	1,089,600	
東急	3,000	1,402.00	4,206,000	
京浜急行電鉄	1,600	1,808.00	2,892,800	
小田急電鉄	1,800	3,170.00	5,706,000	
京王電鉄	600	7,830.00	4,698,000	
京成電鉄	700	3,770.00	2,639,000	
富士急行	200	5,070.00	1,014,000	
東日本旅客鉄道	2,100	6,559.00	13,773,900	
西日本旅客鉄道	1,000	5,112.00	5,112,000	
東海旅客鉄道	1,000	14,665.00	14,665,000	
西武ホールディングス	1,600	1,173.00	1,876,800	
鴻池運輸	300	1,061.00	318,300	
西日本鉄道	300	3,145.00	943,500	
ハマキョウレックス	200	3,035.00	607,000	
サカイ引越センター	100	5,240.00	524,000	
近鉄グループホールディングス	1,100	4,820.00	5,302,000	
阪急阪神ホールディングス	1,500	3,710.00	5,565,000	
南海電気鉄道	600	2,805.00	1,683,000	
京阪ホールディングス	500	4,675.00	2,337,500	
名古屋鉄道	900	3,095.00	2,785,500	
山陽電気鉄道	200	2,118.00	423,600	

日本通運	400	7,190.00	2,876,000	
ヤマトホールディングス	2,000	2,637.00	5,274,000	
山九	300	4,070.00	1,221,000	
丸全昭和運輸	100	3,180.00	318,000	
センコーグループホールディングス	500	1,001.00	500,500	
ニッコンホールディングス	400	2,049.00	819,600	
福山通運	200	4,895.00	979,000	
セイノーホールディングス	800	1,593.00	1,274,400	
神奈川中央交通	100	3,975.00	397,500	
日立物流	100	3,280.00	328,000	
丸和運輸機関	200	4,285.00	857,000	
九州旅客鉄道	900	2,335.00	2,101,500	
S Gホールディングス	2,400	2,712.00	6,508,800	
日本郵船	900	2,102.00	1,891,800	
商船三井	800	2,585.00	2,068,000	
川崎汽船	300	1,550.00	465,000	
日本航空	2,000	1,960.00	3,920,000	
A N Aホールディングス	2,100	2,564.00	5,384,400	
日新	100	1,303.00	130,300	
三菱倉庫	400	3,085.00	1,234,000	
三井倉庫ホールディングス	100	1,976.00	197,600	
住友倉庫	800	1,386.00	1,108,800	
上組	700	1,933.00	1,353,100	
近鉄エクスプレス	300	2,185.00	655,500	
N E C ネットエスアイ	500	1,831.00	915,500	
システナ	600	1,910.00	1,146,000	
デジタルアーツ	100	8,800.00	880,000	
日鉄ソリューションズ	200	3,015.00	603,000	
キューブシステム	100	1,418.00	141,800	
コア	200	1,365.00	273,000	
T I S	1,300	2,059.00	2,676,700	
グリー	1,400	564.00	789,600	
コーエーテックモホールディングス	300	5,290.00	1,587,000	
三菱総合研究所	100	4,245.00	424,500	
ボルテージ	500	541.00	270,500	
ファインデックス	100	1,252.00	125,200	
ネクソン	3,000	2,642.00	7,926,000	
アイスタイル	900	450.00	405,000	
エイチーム	600	915.00	549,000	
e n i s h	600	504.00	302,400	
コロブラ	700	913.00	639,100	
オルトプラス	500	426.00	213,000	
ブロードリーフ	800	626.00	500,800	
デジタルハーツホールディングス	100	1,092.00	109,200	
ティーガイア	100	1,792.00	179,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	2,520.00	504,000	
G M O ペイメントゲートウェイ	200	13,110.00	2,622,000	
ザッパラス	100	474.00	47,400	
インターネットイニシアティブ	200	4,925.00	985,000	
パイブドHD	200	1,622.00	324,400	
L I N E	300	5,370.00	1,611,000	
チェンジ	100	8,100.00	810,000	
A O I T Y O H o l d i n g s	600	406.00	243,600	
野村総合研究所	1,700	3,440.00	5,848,000	
ソースネクスト	200	315.00	63,000	
インフォコム	100	3,470.00	347,000	
F I G	1,000	269.00	269,000	
フジ・メディア・ホールディングス	1,500	1,056.00	1,584,000	
オービック	400	21,080.00	8,432,000	
ジャストシステム	200	6,830.00	1,366,000	

Zホールディングス	16,800	613.10	10,300,080	
トレンドマイクロ	700	5,340.00	3,738,000	
日本オラクル	200	11,540.00	2,308,000	
CAC Holdings	400	1,403.00	561,200	
オービックビジネスコンサルタント	200	6,850.00	1,370,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	500	3,670.00	1,835,000	
アイティフォー	700	902.00	631,400	
大塚商会	700	4,890.00	3,423,000	
ソフトブレーン	600	867.00	520,200	
電通国際情報サービス	100	6,080.00	608,000	
デジタルガレージ	200	4,005.00	801,000	
EMシステムズ	600	819.00	491,400	
CIJ	100	919.00	91,900	
日本エンタープライズ	1,600	227.00	363,200	
WOWOW	200	2,782.00	556,400	
IMAGICA GROUP	1,300	402.00	522,600	
ネットワンシステムズ	500	3,515.00	1,757,500	
エイベックス	300	1,021.00	306,300	
日本ユニシス	300	3,585.00	1,075,500	
兼松エレクトロニクス	100	4,190.00	419,000	
TBSホールディングス	900	1,804.00	1,623,600	
日本テレビホールディングス	1,300	1,154.00	1,500,200	
テレビ朝日ホールディングス	600	1,755.00	1,053,000	
テレビ東京ホールディングス	100	2,459.00	245,900	
コネクシオ	400	1,214.00	485,600	
日本通信	2,800	207.00	579,600	
日本電信電話	15,600	2,486.50	38,789,400	
KDDI	8,500	3,092.00	26,282,000	
ソフトバンク	10,600	1,289.50	13,668,700	
光通信	100	23,970.00	2,397,000	
NTTドコモ	8,300	3,866.00	32,087,800	
エムティーアイ	300	781.00	234,300	
GMOインターネット	500	2,723.00	1,361,500	
KADOKAWA	400	3,100.00	1,240,000	
学研ホールディングス	400	1,505.00	602,000	
昭文社ホールディングス	800	494.00	395,200	
松竹	100	13,430.00	1,343,000	
東宝	700	4,565.00	3,195,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	3,500	1,375.00	4,812,500	
DT S	300	2,188.00	656,400	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	500	5,490.00	2,745,000	
カブコン	600	5,340.00	3,204,000	
ジャステック	200	1,525.00	305,000	
SCSK	300	5,820.00	1,746,000	
TKC	100	6,610.00	661,000	
富士ソフト	100	5,150.00	515,000	
NSD	600	1,954.00	1,172,400	
コナミホールディングス	400	5,210.00	2,084,000	
JBC Cホールディングス	100	1,467.00	146,700	
ソフトバンクグループ	9,200	6,577.00	60,508,400	
エレマテック	100	963.00	96,300	
JALUX	100	1,387.00	138,700	
あらた	100	4,835.00	483,500	
フィールズ	900	382.00	343,800	
双日	5,300	233.00	1,234,900	
アルフレッサ ホールディングス	1,300	2,108.00	2,740,400	
横浜冷凍	300	894.00	268,200	
神栄	300	634.00	190,200	
アルコニックス	300	1,343.00	402,900	
神戸物産	800	3,185.00	2,548,000	

ダイワボウホールディングス	100	6,080.00	608,000
マクニカ・富士エレホールディングス	400	1,996.00	798,400
TOKAIホールディングス	1,000	1,043.00	1,043,000
シップヘルスケアホールディングス	100	5,000.00	500,000
コメダホールディングス	400	1,806.00	722,400
協栄産業	300	1,308.00	392,400
エコートレーディング	700	609.00	426,300
伯東	100	1,049.00	104,900
中山福	800	515.00	412,000
ナガイレーベン	200	2,688.00	537,600
三菱食品	200	2,796.00	559,200
松田産業	400	1,626.00	650,400
第一興商	300	3,540.00	1,062,000
メディパルホールディングス	1,100	1,975.00	2,172,500
S P K	200	1,290.00	258,000
アズワン	100	14,800.00	1,480,000
日本ライフライン	500	1,384.00	692,000
伊藤忠商事	8,100	2,757.00	22,331,700
丸紅	11,900	610.70	7,267,330
長瀬産業	300	1,375.00	412,500
蝶理	100	1,563.00	156,300
豊田通商	1,300	3,450.00	4,485,000
三共生興	1,100	418.00	459,800
兼松	600	1,239.00	743,400
ツカモトコーポレーション	300	1,350.00	405,000
三井物産	10,100	1,877.50	18,962,750
日本紙パルプ商事	100	3,770.00	377,000
スターゼン	100	4,305.00	430,500
山善	600	1,000.00	600,000
椿本興業	100	3,450.00	345,000
住友商事	7,300	1,328.50	9,698,050
内田洋行	100	5,130.00	513,000
三菱商事	7,600	2,535.00	19,266,000
キャノンマーケティングジャパン	300	2,206.00	661,800
西華産業	400	1,244.00	497,600
佐藤商事	300	1,004.00	301,200
ユアサ商事	200	3,025.00	605,000
神鋼商事	100	1,883.00	188,300
トルク	1,800	299.00	538,200
阪和興業	300	2,368.00	710,400
岩谷産業	200	5,190.00	1,038,000
ニチモウ	200	1,949.00	389,800
イワキ	800	525.00	420,000
三愛石油	700	1,192.00	834,400
ワキタ	100	1,145.00	114,500
東邦ホールディングス	600	1,989.00	1,193,400
サンゲツ	600	1,526.00	915,600
サンリオ	600	1,658.00	994,800
新光商事	600	824.00	494,400
モスフードサービス	200	2,812.00	562,400
加賀電子	100	2,001.00	200,100
PALTAC	100	5,800.00	580,000
丸紅建材リース	200	1,727.00	345,400
日鉄物産	200	3,250.00	650,000
トラスコ中山	300	2,759.00	827,700
オートバックスセブン	800	1,338.00	1,070,400
加藤産業	300	3,600.00	1,080,000
イノテック	400	897.00	358,800
イエローハット	300	1,596.00	478,800
因幡電機産業	200	2,503.00	500,600



ミスミグループ本社	1,400	3,300.00	4,620,000	
スズケン	400	3,895.00	1,558,000	
ローソン	300	5,000.00	1,500,000	
サンエー	200	4,190.00	838,000	
エービーシー・マート	200	5,940.00	1,188,000	
アスクル	200	3,885.00	777,000	
エディオン	800	994.00	795,200	
サーラコーポレーション	100	595.00	59,500	
ワッツ	100	782.00	78,200	
あみやき亭	200	2,904.00	580,800	
クオールホールディングス	400	1,120.00	448,000	
ジンズホールディングス	100	7,210.00	721,000	
ピックカメラ	1,100	1,149.00	1,263,900	
D C Mホールディングス	900	1,183.00	1,064,700	
ペッパーフードサービス	500	264.00	132,000	
MonotaRO	800	5,660.00	4,528,000	
きちりホールディングス	500	647.00	323,500	
J.フロント リテイリング	1,300	856.00	1,112,800	
ドトール・日レスホールディングス	300	1,518.00	455,400	
マツモトキヨシホールディングス	500	4,805.00	2,402,500	
ブロンコピリー	100	2,364.00	236,400	
Z O Z O	800	2,471.00	1,976,800	
ココカラファイン	100	7,190.00	719,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,700	595.00	1,011,500	
ウエルシアホールディングス	700	4,190.00	2,933,000	
クリエイトSDホールディングス	300	3,675.00	1,102,500	
ジョイフル本田	400	1,495.00	598,000	
すかいらーくホールディングス	1,300	1,576.00	2,048,800	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	500	1,120.00	560,000	
日本調剤	100	1,580.00	158,000	
コスモス薬品	100	17,680.00	1,768,000	
セブン&アイ・ホールディングス	4,500	3,345.00	15,052,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	1,200	557.00	668,400	
ツルハホールディングス	300	15,370.00	4,611,000	
フェリシモ	300	1,295.00	388,500	
サツドラホールディングス	200	2,060.00	412,000	
クスリのアオキホールディングス	100	8,910.00	891,000	
スシローグローバルホールディングス	600	3,200.00	1,920,000	
ノジマ	200	2,911.00	582,200	
良品計画	1,500	2,260.00	3,390,000	
ハウス オブ ローゼ	300	1,673.00	501,900	
コジマ	300	714.00	214,200	
ヒマラヤ	600	915.00	549,000	
コーナン商事	300	3,275.00	982,500	
マルシェ	600	529.00	317,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,600	2,532.00	6,583,200	
西松屋チェーン	400	1,759.00	703,600	
ゼンショーホールディングス	500	2,711.00	1,355,500	
V Tホールディングス	1,000	368.00	368,000	
ユナイテッドアローズ	200	1,417.00	283,400	
ハイデイ日高	200	1,726.00	345,200	
京都きもの友禅	1,500	226.00	339,000	
コロワイド	600	1,579.00	947,400	
壱番屋	100	5,300.00	530,000	
スギホールディングス	200	6,980.00	1,396,000	
スクロール	300	704.00	211,200	
ヨンドシーホールディングス	100	1,883.00	188,300	
タカキュー	2,000	138.00	276,000	

上新電機	100	2,521.00	252,100	
日本瓦斯	200	5,510.00	1,102,000	
ロイヤルホールディングス	200	1,870.00	374,000	
東天紅	200	962.00	192,400	
島忠	100	5,490.00	549,000	
ライフコーポレーション	100	3,430.00	343,000	
リンガーハット	100	2,276.00	227,600	
MrMaxHD	700	808.00	565,600	
テナライド	900	353.00	317,700	
AOKIホールディングス	400	463.00	185,200	
コメリ	200	2,893.00	578,600	
青山商事	500	504.00	252,000	
しまむら	100	11,270.00	1,127,000	
高島屋	700	869.00	608,300	
丸井グループ	900	1,993.00	1,793,700	
アクシアル リテイリング	100	4,705.00	470,500	
井筒屋	1,400	181.00	253,400	
イオン	4,500	3,021.00	13,594,500	
イズミ	200	3,580.00	716,000	
平和堂	200	2,115.00	423,000	
ヤオコー	100	7,180.00	718,000	
ゼビオホールディングス	100	820.00	82,000	
ケースホールディングス	1,100	1,287.00	1,415,700	
ブックオフグループホールディングス	300	857.00	257,100	
アインホールディングス	100	7,330.00	733,000	
ヤマダホールディングス	3,800	490.00	1,862,000	
アークランドサカモト	300	1,825.00	547,500	
ニトリホールディングス	500	21,135.00	10,567,500	
愛眼	1,900	226.00	429,400	
吉野家ホールディングス	600	1,940.00	1,164,000	
王将フードサービス	100	5,970.00	597,000	
プレナス	300	1,713.00	513,900	
アークス	200	2,207.00	441,400	
パローホールディングス	400	2,571.00	1,028,400	
藤久	400	926.00	370,400	
ベルク	100	6,260.00	626,000	
ファーストリテイリング	200	83,250.00	16,650,000	
サンドラッグ	400	4,180.00	1,672,000	
島根銀行	500	648.00	324,000	
じもとホールディングス	200	1,052.00	210,400	
めぶきフィナンシャルグループ	5,300	230.00	1,219,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	500	1,173.00	586,500	
九州フィナンシャルグループ	2,700	539.00	1,455,300	
ゆうちょ銀行	3,100	901.00	2,793,100	
富山第一銀行	1,300	290.00	377,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	6,000	384.00	2,304,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	900	717.00	645,300	
関西みらいフィナンシャルグループ	600	539.00	323,400	
三十三フィナンシャルグループ	300	1,350.00	405,000	
第四北越フィナンシャルグループ	300	2,118.00	635,400	
ひろぎんホールディングス	2,000	586.00	1,172,000	
新生銀行	800	1,323.00	1,058,400	
あおぞら銀行	600	1,836.00	1,101,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	80,000	461.10	36,888,000	
りそなホールディングス	12,800	383.00	4,902,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	2,100	3,180.00	6,678,000	
三井住友フィナンシャルグループ	8,100	3,174.00	25,709,400	
千葉銀行	3,900	609.00	2,375,100	
群馬銀行	3,200	345.00	1,104,000	
武蔵野銀行	100	1,613.00	161,300	

七十七銀行	500	1,537.00	768,500
山形銀行	500	1,308.00	654,000
東邦銀行	1,500	241.00	361,500
ふくおかフィナンシャルグループ	1,000	1,916.00	1,916,000
静岡銀行	2,800	781.00	2,186,800
十六銀行	100	2,082.00	208,200
スルガ銀行	1,400	353.00	494,200
八十二銀行	2,900	396.00	1,148,400
大垣共立銀行	400	2,507.00	1,002,800
福井銀行	100	1,956.00	195,600
北國銀行	100	2,913.00	291,300
南都銀行	200	1,915.00	383,000
京都銀行	400	5,210.00	2,084,000
紀陽銀行	400	1,663.00	665,200
ほくほくフィナンシャルグループ	1,100	1,069.00	1,175,900
山陰合同銀行	1,200	564.00	676,800
中国銀行	900	958.00	862,200
伊予銀行	1,300	705.00	916,500
百十四銀行	400	1,696.00	678,400
阿波銀行	100	2,690.00	269,000
大分銀行	100	2,440.00	244,000
宮崎銀行	100	2,448.00	244,800
セブン銀行	3,400	233.00	792,200
みずほフィナンシャルグループ	15,900	1,406.50	22,363,350
高知銀行	500	758.00	379,000
山口フィナンシャルグループ	1,700	722.00	1,227,400
北洋銀行	1,200	239.00	286,800
愛媛銀行	200	1,144.00	228,800
京葉銀行	1,100	475.00	522,500
北日本銀行	200	1,979.00	395,800
東和銀行	700	673.00	471,100
大東銀行	600	600.00	360,000
トモニホールディングス	900	338.00	304,200
F P G	200	492.00	98,400
S B Iホールディングス	1,400	2,621.00	3,669,400
ジャフコ グループ	200	4,470.00	894,000
大和証券グループ本社	9,300	468.50	4,357,050
野村ホールディングス	21,100	513.60	10,836,960
岡三証券グループ	500	361.00	180,500
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,400	290.00	696,000
松井証券	1,000	867.00	867,000
極東証券	300	712.00	213,600
藍澤證券	500	709.00	354,500
かんぼ生命保険	500	1,807.00	903,500
S O M P Oホールディングス	2,200	4,150.00	9,130,000
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	3,100	3,314.00	10,273,400
第一生命ホールディングス	6,800	1,670.50	11,359,400
東京海上ホールディングス	4,100	5,594.00	22,935,400
T & Dホールディングス	3,500	1,268.00	4,438,000
全国保証	300	4,795.00	1,438,500
クレディセゾン	900	1,178.00	1,060,200
芙蓉総合リース	200	6,360.00	1,272,000
みずほリース	200	2,696.00	539,200
東京センチュリー	200	6,560.00	1,312,000
アイフル	3,100	265.00	821,500
イオンフィナンシャルサービス	700	1,168.00	817,600
アコム	2,400	501.00	1,202,400
オリエントコーポレーション	5,900	116.00	684,400
日立キャピタル	500	2,363.00	1,181,500

オリックス	7,400	1,554.00	11,499,600	
三菱UFJリース	3,000	477.00	1,431,000	
日本取引所グループ	3,400	2,391.50	8,131,100	
いちご	1,900	324.00	615,600	
日本駐車場開発	4,500	127.00	571,500	
ヒューリック	2,300	1,037.00	2,385,100	
野村不動産ホールディングス	800	1,955.00	1,564,000	
サムティ	100	1,759.00	175,900	
プレサンスコーポレーション	100	1,780.00	178,000	
オープンハウス	400	4,020.00	1,608,000	
東急不動産ホールディングス	3,300	485.00	1,600,500	
飯田グループホールディングス	1,000	2,124.00	2,124,000	
パーク24	600	1,503.00	901,800	
三井不動産	5,800	2,181.50	12,652,700	
三菱地所	8,300	1,789.50	14,852,850	
平和不動産	200	3,020.00	604,000	
東京建物	1,200	1,328.00	1,593,600	
ダイビル	300	1,238.00	371,400	
京阪神ビルディング	200	2,090.00	418,000	
住友不動産	2,600	3,370.00	8,762,000	
東京楽天地	100	4,250.00	425,000	
レオパレス21	1,000	156.00	156,000	
スターツコーポレーション	200	2,719.00	543,800	
ゴールドクレスト	300	1,382.00	414,600	
イオンモール	600	1,700.00	1,020,000	
カチタス	400	3,035.00	1,214,000	
トーセイ	200	1,070.00	214,000	
サンフロンティア不動産	500	928.00	464,000	
グランディハウス	600	366.00	219,600	
日本空港ビルデング	400	5,800.00	2,320,000	
ミクシィ	200	2,797.00	559,400	
日本M&Aセンター	900	6,470.00	5,823,000	
UTグループ	200	3,035.00	607,000	
タケエイ	400	1,216.00	486,400	
コシダカホールディングス	600	401.00	240,600	
CDS	300	1,284.00	385,200	
GCA	700	728.00	509,600	
エス・エム・エス	300	3,400.00	1,020,000	
パーソルホールディングス	1,200	1,833.00	2,199,600	
エスクリ	900	314.00	282,600	
アイ・ケイ・ケイ	100	663.00	66,300	
スタジオアリス	300	2,045.00	613,500	
シミックホールディングス	200	1,340.00	268,000	
総合警備保障	500	5,430.00	2,715,000	
カカクコム	900	2,844.00	2,559,600	
アイロムグループ	100	1,854.00	185,400	
ルネサンス	300	828.00	248,400	
ディップ	200	2,385.00	477,000	
新日本科学	500	681.00	340,500	
ツクイホールディングス	800	608.00	486,400	
ベネフィット・ワン	400	3,115.00	1,246,000	
エムスリー	2,500	8,139.00	20,347,500	
ツカダ・グローバルホールディング	100	265.00	26,500	
アウトソーシング	800	1,364.00	1,091,200	
ウェルネット	1,000	514.00	514,000	
ディー・エヌ・エー	400	1,837.00	734,800	
博報堂DYホールディングス	1,700	1,466.00	2,492,200	
ファンコミュニケーションズ	1,000	448.00	448,000	
ティア	600	416.00	249,600	
バリューコマース	200	3,215.00	643,000	

インフォマート	1,500	1,057.00	1,585,500	
J Pホールディングス	600	280.00	168,000	
E P Sホールディングス	600	967.00	580,200	
ドリームインキュベータ	100	1,502.00	150,200	
ケネディクス	1,200	593.00	711,600	
電通グループ	1,300	3,275.00	4,257,500	
テイクアンドギヴ・ニーズ	400	581.00	232,400	
H . U . グループホールディングス	300	2,808.00	842,400	
アルプス技研	300	1,969.00	590,700	
オリエンタルランド	1,200	17,570.00	21,084,000	
ダスキン	100	2,864.00	286,400	
明光ネットワークジャパン	500	587.00	293,500	
ラウンドワン	600	853.00	511,800	
リゾートトラスト	400	1,674.00	669,600	
ビー・エム・エル	200	3,300.00	660,000	
りらいあコミュニケーションズ	300	1,211.00	363,300	
ユー・エス・エス	1,400	2,225.00	3,115,000	
サイバーエージェント	700	6,440.00	4,508,000	
楽天	5,500	1,089.00	5,989,500	
エン・ジャパン	200	3,460.00	692,000	
リソルホールディングス	100	3,735.00	373,500	
テクノプロ・ホールディングス	200	7,850.00	1,570,000	
リブセンス	1,500	256.00	384,000	
ジャパンマテリアル	600	1,377.00	826,200	
アサンテ	100	1,522.00	152,200	
N・フィールド	500	774.00	387,000	
E R Iホールディングス	600	686.00	411,600	
リクルートホールディングス	8,100	4,474.00	36,239,400	
日本郵政	9,500	824.30	7,830,850	
ベルシステム24ホールディングス	300	1,602.00	480,600	
ベйкаレント・コンサルティング	100	15,250.00	1,525,000	
カーブスホールディングス	600	678.00	406,800	
リログループ	600	2,759.00	1,655,400	
エイチ・アイ・エス	300	1,594.00	478,200	
共立メンテナンス	200	3,525.00	705,000	
スペース	500	821.00	410,500	
東京都競馬	100	5,070.00	507,000	
カナモト	400	2,266.00	906,400	
東京ドーム	500	904.00	452,000	
西尾レントオール	200	2,097.00	419,400	
アゴーラ・ホスピタリティ・グループ	11,000	25.00	275,000	
乃村工藝社	500	744.00	372,000	
トーカイ	100	2,046.00	204,600	
セコム	1,200	10,160.00	12,192,000	
セントラル警備保障	100	3,470.00	347,000	
丹青社	800	761.00	608,800	
メイテック	200	5,100.00	1,020,000	
船井総研ホールディングス	200	2,498.00	499,600	
進学会ホールディングス	1,200	425.00	510,000	
ベネッセホールディングス	500	2,308.00	1,154,000	
イオンディライト	300	2,675.00	802,500	
ダイセキ	300	2,975.00	892,500	
小計		銘柄数 組入時価比率	1055 96.4%	2,867,276,160 100.0%
合計				2,867,276,160

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間(2020年11月20日から2021年5月19日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【りそな・TOPIXオープン】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第16期計算期間末 (2020年11月19日)	第17期中間計算期間末 (2021年5月19日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	29,284,395	37,523,143
親投資信託受益証券	2,204,089,884	3,005,527,648
未収入金	26,991,000	93,902,000
流動資産合計	2,260,365,279	3,136,952,791
資産合計		
	2,260,365,279	3,136,952,791
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	47,604,140	122,170,753
未払受託者報酬	1,230,173	1,368,175
未払委託者報酬	6,150,823	6,840,792
未払利息	71	87
その他未払費用	809,103	452,845
流動負債合計	55,794,310	130,832,652
負債合計		
	55,794,310	130,832,652
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,165,085,145	1,433,840,785
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,039,485,824	1,572,279,354
(分配準備積立金)	199,823,769	100,329,627
元本等合計	2,204,570,969	3,006,120,139
純資産合計		
	2,204,570,969	3,006,120,139
負債純資産合計		
	2,260,365,279	3,136,952,791



## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第16期中間計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年 5月19日	第17期中間計算期間 自 2020年11月20日 至 2021年 5月19日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	239,555,618	239,622,764
<b>営業収益合計</b>	<b>239,555,618</b>	<b>239,622,764</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,579	8,850
受託者報酬	1,210,688	1,368,175
委託者報酬	6,053,366	6,840,792
その他費用	304,972	452,942
<b>営業費用合計</b>	<b>7,572,605</b>	<b>8,670,759</b>
営業利益又は営業損失( )	247,128,223	230,952,005
経常利益又は経常損失( )	247,128,223	230,952,005
中間純利益又は中間純損失( )	247,128,223	230,952,005
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	44,309,562	113,024,300
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,021,298,647	1,039,485,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	498,768,116	1,200,836,127
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	498,768,116	1,200,836,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	477,240,262	785,970,302
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	477,240,262	785,970,302
中間剰余金又は中間欠損金( )	840,007,840	1,572,279,354

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第16期中間計算期間末 (2020年11月19日)	第17期中間計算期間末 (2021年5月19日)
1. 期首元本額	1,233,029,401円	1,165,085,145円
期中追加設定元本額	1,401,322,096円	1,103,242,570円
期中一部解約元本額	1,469,266,352円	834,486,930円
2. 受益権の総数	1,165,085,145口	1,433,840,785口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期中間計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年5月19日	第17期中間計算期間 自 2020年11月20日 至 2021年5月19日
該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期計算期間末 （2020年11月19日）	第17期中間計算期間末 （2021年 5月19日）
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>（2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、該当事項はありません。</p> <p>（3）デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>（2）有価証券 同左</p> <p>（3）デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## （有価証券に関する注記）

第17期中間計算期間末（2021年5月19日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第16期計算期間末（2020年11月19日）

該当事項はありません。

第17期中間計算期間末（2021年5月19日）

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第16期計算期間末 (2020年11月19日)	第17期中間計算期間末 (2021年5月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8922円 (18,922円)	2.0966円 (20,966円)

（参考情報）

当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。  
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2020年11月19日)	(2021年5月19日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,836,161	93,201,396
株式	2,867,276,160	2,928,148,210
派生商品評価勘定	1,247,370	353,710
未収入金		50,331,297
未収配当金	32,703,814	25,719,193
差入委託証拠金	4,941,000	4,873,500
流動資産合計	3,007,004,505	3,102,627,306
資産合計	3,007,004,505	3,102,627,306
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	37,440	133,610
前受金	1,122,750	1,731,750
未払金		1,314,123
未払解約金	30,715,000	93,902,000
未払利息	245	217
流動負債合計	31,875,435	97,081,700
負債合計	31,875,435	97,081,700
純資産の部		
元本等		
元本	1,449,396,854	1,316,885,444
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,525,732,216	1,688,660,162
元本等合計	2,975,129,070	3,005,545,606
純資産合計	2,975,129,070	3,005,545,606
負債純資産合計	3,007,004,525	3,102,627,306

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの中間期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	( 2020年11月19日 )	( 2021年 5月19日 )
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,330,037,691円	1,449,396,854円
同期中における追加設定元本額	1,142,033,423円	706,201,610円
同期中における一部解約元本額	2,022,674,260円	838,713,020円
同期末における元本の内訳		
りそな・TOPIXオープン	1,073,751,588円	1,316,885,444円
SG 日本株式インデックスVAD ( 適格機関投資家専用 )	26,860,113円	円
SG 日本株式インデックスVA ( 適格機関投資家専用 )	33,334,563円	円
SG 日本株式インデックスVAI ( 適格機関投資家専用 )	315,450,590円	円
合計	1,449,396,854円	1,316,885,444円
2. 受益権の総数	1,449,396,854口	1,316,885,444口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	（2020年11月19日）	（2021年 5月19日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>（2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、該当事項はありません。</p> <p>（3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>（2）有価証券 同左</p> <p>（3）デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）中間注記表（金融商品に関する注記）金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

## （有価証券に関する注記）

（2021年 5月19日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 株式関連

（2020年11月19日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	20,537,000		20,646,000	109,000
	東証株価指数先物	84,920,000		86,025,000	1,105,000
	合計	105,457,000		106,671,000	1,214,000



(2021年5月19日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	75,335,500		75,560,000	224,500
	合計	75,335,500		75,560,000	224,500

(注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算期間末日(本報告書における開示対象ファンドの中間期末日をいいます。以下同じ)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。  
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2020年11月19日)	(2021年 5月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0527円 (20,527円)	2.2823円 (22,823円)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2021年5月末日現在

資産総額	3,030,615,614円
負債総額	104,497,327円
純資産総額( - )	2,926,118,287円
発行済口数	1,375,816,938口
1口当たり純資産額( / )	2.1268円
(1万口当たり純資産額)	(21,268円)

## &lt;参考情報&gt;

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

2021年5月末日現在

資産総額	3,102,703,541円
負債総額	177,107,273円
純資産総額( - )	2,925,596,268円
発行済口数	1,263,345,079口
1口当たり純資産額( / )	2.3158円
(1万口当たり純資産額)	(23,158円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の概況

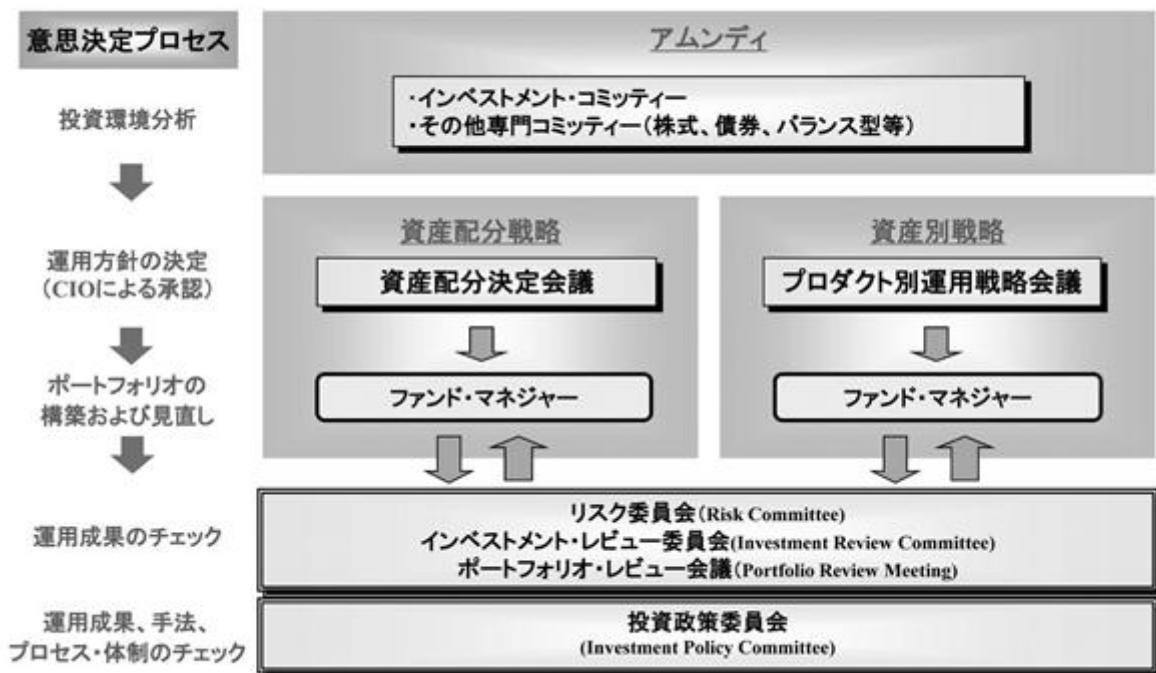
###### 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 営業の概況

2021年5月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	46,059
追加型株式投資信託	129	1,600,387
合計	141	1,646,446

### 3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)		第 40 期 (2020年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		11,884,237		9,567,392
前払費用		61,331		63,107
未収入金		23,962		6,730
未収委託者報酬		3,054,280		1,708,135
未収運用受託報酬		904,894		1,058,258
未収投資助言報酬		1,826		4,299
未収収益	*1	599,693	*1	546,769
未収消費税等		-		26,272
立替金		66,833		65,332
その他		5,692		495
流動資産合計		16,602,747		13,046,788
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	73,689	*2	115,186
器具備品(純額)	*2	65,606	*2	59,440
有形固定資産合計		139,295		174,626
無形固定資産				
ソフトウェア		35,884		21,377
商標権		515		195
無形固定資産合計		36,399		21,572
投資その他の資産				
金銭の信託		12,436		1,080
投資有価証券		112,329		3,610
関係会社株式		80,353		75,727
長期差入保証金		208,924		229,967
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		306,354		267,232
投資その他の資産合計		720,457		577,676
固定資産合計		896,151		773,873
資産合計		17,498,898		13,820,661

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	98,933	95,256
未払償還金	686	686
未払手数料	1,508,031	872,428
関係会社未払金	322,769	-
その他未払金	*1 260,957	*1 137,444
未払費用	270,819	529,070
未払法人税等	41,981	103,911
未払消費税等	33,077	-
賞与引当金	695,889	621,741
役員賞与引当金	270,209	242,398
流動負債合計	3,503,352	2,602,936
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	83,903	152,900
賞与引当金	62,221	29,777
役員賞与引当金	122,154	50,744
資産除去債務	62,686	109,076
固定負債合計	330,965	342,497
負債合計	3,834,317	2,945,433
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	-
資本剰余金合計	2,618,835	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	9,729,098	8,488,458
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,129,098	6,888,458
利益剰余金合計	9,839,191	8,598,551
株主資本合計	13,658,026	10,874,819
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	6,555	409
評価・換算差額等合計	6,555	409
純資産合計	13,664,581	10,875,228
負債純資産合計	17,498,898	13,820,661



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)	第 40 期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,972,771	7,769,022
運用受託報酬	1,698,399	2,030,479
投資助言報酬	3,261	4,796
その他営業収益	1,604,713	1,436,608
営業収益合計	15,279,144	11,240,905
営業費用		
支払手数料	6,945,094	4,562,241
広告宣伝費	60,929	38,412
調査費	704,653	634,187
委託調査費	839,708	447,431
委託計算費	18,685	16,572
通信費	18,343	22,093
印刷費	82,708	76,518
協会費	27,840	22,421
営業費用合計	8,697,961	5,819,875
一般管理費		
役員報酬	197,670	202,852
給料・手当	2,288,550	2,267,417
賞与	5,256	961
役員賞与	27,960	6,621
役員退職金	-	8,975
交際費	13,910	3,424
旅費交通費	69,227	17,456
租税公課	97,199	70,926
不動産賃借料	189,518	196,250
賞与引当金繰入	717,005	565,563
役員賞与引当金繰入	262,793	116,318
退職給付費用	179,615	220,031
固定資産減価償却費	56,080	55,465
商標権償却	320	320
福利厚生費	305,849	298,625
諸経費	658,576	237,551
一般管理費合計	5,069,528	4,268,756
営業利益	1,511,654	1,152,274
営業外収益		
有価証券利息	19	4
有価証券売却益	1,039	2,857
役員賞与引当金戻入額	7,858	38,270
賞与引当金戻入額	74,090	32,830
受取利息	277	43
雑収入	10,367	5,691
営業外収益合計	93,650	79,696
営業外費用		
有価証券売却損	10,357	1,606
関係会社株式評価損	4,207	4,626
支払利息	-	4,093
為替差損	59,789	41,265
雑損失	2,533	750
営業外費用合計	76,885	52,340
経常利益	1,528,419	1,179,629
税引前当期純利益	1,528,419	1,179,629
法人税、住民税及び事業税	569,085	338,346
法人税等調整額	9,770	41,835

法人税等合計  
当期純利益

	578,855	380,181
	949,564	799,448

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			10,005,529	10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			1,542,567	1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					株主資本 合計
	利益剰余金				自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
別途積立金		繰越利益 剰余金				
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当期変動額						
剰余金の配当			2,400,000	2,400,000		2,400,000
合併による増加			2,278,310	2,278,310	11,923,928	1,182,655
自己株式の処分			1,918,399	1,918,399	11,923,928	
当期純利益			799,448	799,448		799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			1,240,640	1,240,640		2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551		10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剰余金の配当			2,400,000
合併による増加			1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,146	6,146	6,146
当期変動額合計	6,146	6,146	2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2)その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 2年～15年

## (2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

## (3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 7. 未適用の会計基準等

## (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

## (1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

## (1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (3)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

## (1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

## (2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

## (4)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

## (1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

## (2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

## (貸借対照表関係)

\*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
未収収益	329,758 千円	327,547 千円
その他未払金	115,320 千円	41,315 千円

\*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
建物	111,313 千円	129,253 千円
器具備品	227,570 千円	240,634 千円

## (損益計算書関係)

第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注) 普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日



## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	-
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	-
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	-
(4) 未収収益	599,693	599,693	-
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	112,329	112,329	-
資産計	16,567,869	16,567,869	-
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	-
負債計	1,508,031	1,508,031	-

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	-
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	-
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	-
(4) 未収収益	546,769	546,769	-
資産計	12,880,553	12,880,553	-
(1) 未払手数料	872,428	872,428	-
負債計	872,428	872,428	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託及び(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第39期(2019年12月31日)	第40期(2020年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	80,353	75,727

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収収益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

## 4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

該当事項はありません。

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

第40期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	-
投資信託	105,468	1,857	1,606

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	55,750	83,903
退職給付費用	141,335	182,351
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	113,182	113,355
退職給付引当金の期末残高	83,903	152,900

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	774,860	810,879
年金資産	696,922	670,965
	77,938	139,914
非積立型制度の退職給付債務	5,966	12,986
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900
退職給付に係る負債	83,903	152,900
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 141,335千円 当事業年度 182,351千円

## 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度38,280千円、当事業年度37,680千円であります。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払費用否認額	72,014 千円	70,819 千円
繰延資産償却額	4,895 千円	- 千円
未払事業税	11,331 千円	4,393 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	246,218 千円	202,056 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	17,307 千円	19,909 千円
減価償却資産	4,283 千円	3,848 千円
資産除去債務	19,194 千円	19,554 千円
未払事業所税	1,433 千円	2,858 千円
その他	10,453 千円	12,281 千円
繰延税金資産小計	387,128 千円	335,719 千円
評価性引当額	75,184 千円	59,859 千円
繰延税金資産合計	311,944 千円	275,860 千円
<b>繰延税金負債</b>		
繰延資産償却額	- 千円	4,718 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	2,697 千円	3,730 千円
その他有価証券評価差額金	2,893 千円	181 千円
繰延税金負債合計	5,590 千円	8,629 千円
繰延税金資産の純額	306,354 千円	267,232 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.53%	4.22%
評価性引当金額	2.00%	1.30%
過年度法人税等	0.57%	0.59%
住民税均等割等	0.25%	0.19%
その他	0.90%	0.91%
税効果会計適用後の法人税などの負担率	37.87%	32.23%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

##### (2) 企業結合日

2020年1月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

##### (4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

##### (5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためあります。

#### 2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

##### (2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
期首残高	61,573 千円	62,686 千円
見積りの変更による増加額	- 千円	45,217 千円
時の経過による調整額	1,112 千円	1,173 千円
期末残高	62,686 千円	109,076 千円

4. 事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。



（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）及び第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	711,885	未収収益	160,701

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用報酬	290,679
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の支払など *2	146,561	その他未払金	41,315

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用受託報酬	144,020
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービスズ	フランス パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの委託等	ITサービスの提供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

## 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
1株当たり純資産額	5,693.58 円	4,531.35 円
1株当たり当期純利益金額	395.65 円	333.10 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
当期純利益（千円）	949,564	799,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	949,564	799,448
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## &lt; 再信託受託会社の概要 &gt;

- ・ 名称：株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額：51,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。



### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
  - (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
  - (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
  - (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。
  - (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
  - (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
  - (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 03-3593-5911  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項

付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの2019年11月20日から2020年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの2020年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年6月23日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの2020年11月20日から2021年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの2021年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年11月20日から2021年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。